



第5次

福岡市男女共同参画 基本計画

(令和8年度～令和12年度)



福岡市

はじめに

福岡市では、平成16年に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行して以来、4次にわたり「福岡市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組みを進めてまいりました。

その結果、審議会等委員への女性参画率をはじめ、意思決定の場における女性参画に関する成果指標については、前計画の目標を達成するなど、確かな前進が見られています。

一方で、依然として男女の固定的な役割分担意識が残るなど、男女共同参画を推進していく上での課題もなお存在しています。

全国的には、少子高齢化や世帯構成の変化、働き方の多様化など、これまでにないスピードで社会が変化しています。こうした変化は、共働き・共育ての推進、仕事と健康課題の両立、働く場における男女間格差の是正など、全ての人々が希望に応じて活躍できる「令和モデル」へのシフトを後押しする追い風にもなっています。

また、女性をめぐる課題が多様化、複合化、複雑化する中、困難な問題を抱える女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目的として、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律では、「女性の福祉」「人権の尊重と擁護」「男女平等」といった視点が明確に示されるとともに、地方公共団体に女性支援のための施策を講じる責務が明記され、女性が抱える問題や背景、心身の状況に応じた支援を実施することとされています。

福岡市では、こうした社会情勢の変化をふまえ、一人ひとりが希望に応じて、家庭でも職場でも活躍でき、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、「福岡市男女共同参画基本計画(第5次)」を策定いたしました。

今後も、市民・地域・企業・関係団体の皆様と力を合わせ、着実に取組みを進めていきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご審議を賜りました福岡市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見・ご提案をお寄せいただいた市民の皆様、関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

福岡市長 高 島 宗一郎



目次

第1部 計画総論 1

I 計画策定にあたって

- 1 計画策定の経緯と目的 2
- 2 策定の背景 2
 - (1) 国際的な動き
 - (2) 国内の社会情勢の変化
 - (3) 国等の動き
- 3 第4次基本計画の評価と今後の課題 5
 - (1) 主な取組みと成果
 - (2) 数値目標(成果指標)の達成状況
 - (3) 今後の課題

II 第5次基本計画の基本的考え方

- 1 福岡市が目指す姿 25
- 2 第5次基本計画の位置づけ 27
 - (1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連
 - (2) 市条例の具体化
 - (3) DV防止法との関連
 - (4) 女性活躍推進法との関連
 - (5) 女性支援新法との関連
 - (6) 市総合計画との関連
- 3 計画期間 27
- 4 第5次基本計画の体系 28
- 5 成果指標 30
- 6 計画の推進 32
 - (1) 推進体制と進行管理
 - (2) 男女共同参画推進に関する拠点施設、区役所の役割
 - (3) 多様な主体との連携・共働

第2部 計画各論 37

- 基本目標 1** あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会 38
- 基本目標 2** あらゆる暴力が根絶された社会 49
- 基本目標 3** 女性が安心して暮らせる社会 55
- 基本目標 4** 仕事と生活の調和が実現した社会 63
- 基本目標 5** 性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会 68
- 基本目標 6** あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会 72

第3部 資料 75

A decorative border made of interlocking puzzle pieces in two shades of teal, surrounding a central white area.

第1部 計画総論

1 計画策定の経緯と目的

福岡市では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して、平成16(2004)年4月に「福岡市男女共同参画を推進する条例」(以下「条例」という。)を施行し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市の責務と市民・事業者・自治組織及び教育に携わる者の役割を定めました。

この条例に基づき、平成18(2006)年3月に「福岡市男女共同参画基本計画」を策定し、以降3度の改定を行いながら、男女共同参画社会の形成に向けた諸施策を推進してきました。

「福岡市男女共同参画基本計画(第4次)」(以下「第4次基本計画」という。)策定から5年が経過し、少子・高齢化のさらなる進行や世帯構成の変化、コロナ下における様々な問題を抱える女性の顕在化など、取り巻く環境が大きく変化した中、改めて、今後5年間に福岡市が市民とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにするため、「福岡市男女共同参画基本計画(第5次)」(以下「第5次基本計画」という。)を策定するものです。

2 策定の背景

(1) 国際的な動き

平成7(1995)年の第4回世界女性会議において、国際的な男女共同参画の規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されてから30年が経過し、国際社会では国際連合(以下「国連」という。)などによる男女共同参画推進に関する取組みがいつそう進むとともに、各国において、政治分野、経済分野など各分野での女性の進出がますます顕著になっています。

平成27(2015)年9月に国連では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。その17の目標の一つとして「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が位置づけられ、2030年までに「誰一人取り残さない」ことを目指して取り組むことが宣言されています。目標年を10年後に控えた令和2(2020)年には、SDGsの達成に向け取組みのスピードを速め、行動規模の拡大を図る「行動の10年」がスタートし、より多くの人々が自分事と捉え取り組んでいくための連携や根本的な変革をもたらす解決策の推進などが提案されました。

また、令和5(2023)年6月には日本が議長国を務めた「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」において、「コロナ禍での教訓を生かす」及び「女性の経済的自立」をテーマに協議が行われ、「ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに関するG7ジェンダー平等大臣共同声明(日光声明)」が取りまとめられました。

(2) 国内の社会情勢の変化

我が国では、晩婚化・未婚化の進展などに伴い、令和6(2024)年の出生数が68万6千人と、過去最低を大きく更新するとともに、高齢化率が29.3%(令和6(2024)年10月1日現在)となるなど、少子・高齢化の急速な進行による労働力人口の減少を背景に、企業における人材確保が課題となっています。その中で、女性の有業者数は過去最高を更新し、特に、25～39歳の有業率は8割を超えていますが、非正規雇用労働者が約半数を占めています。

また、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識は着実に解消しつつあるものの、男性が家事・育児関連に費やす時間は諸外国と比較して未だ低水準です。男性の育児休業取得率は大幅に上昇しているものの、取得率、取得期間についてはともに男女で差があり、未だ男性の十分な意識改革、行動変容には至っていない状況が見受けられます。介護についても、家族の介護を担う男性の割合は長期的にみて増加傾向にあるものの、令和3(2021)年10月からの1年間での介護等による離職者約10.6万人のうち75%は女性であり、女性は事実上、子育て、家事、介護などの負担を一手に引き受けている状況となっており、男女ともに家庭と仕事との両立が可能な社会の構築が求められる中、「共働き・共育て^{*}」といったテーマにも注目が高まっています。

家庭と仕事との両立だけでなく、近年は健康課題と仕事の両立も注目を集めています。令和6(2024)年2月に公表された経済産業省の試算によれば、更年期症状など女性特有の健康課題による経済損失は年間3.4兆円にもものぼるとされており、社会全体の活力向上のためにも、男女双方の健康課題に対する理解や特性に応じた支援が求められています。

こうした状況の中、時間と場所を選ばない多様で柔軟な働き方を可能にする制度の導入や、長時間労働の解消に向けた取組みが進んでいます。また、職業観、家庭観が大きく変化する中、家庭でも仕事でも希望に応じて活躍できる「令和モデル」への切り替えを目指していくことが求められています。

また、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化する中、令和2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、孤独・孤立、DV、経済的な不安など様々な困難を抱える女性の課題が顕在化しました。困難を抱える女性への支援にあたっては、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等という視点から、抱えている問題や背景、心身の状況等に応じたきめ細かで包括的な支援が求められています。

共働き・共育て^{*}:家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること

(3) 国等の動き

令和3(2021)年6月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、国・地方公共団体の責務や、政党その他の政治団体が自主的に取り組むことなどが定められました。

また、令和4(2022)年4月より順次、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法」が改正され、事業主による休業取得の意向確認等が義務化され、「産後パパ育休制度」の創設など男女がともに仕事と育児・介護を両立するための環境整備が進められています。

令和4(2022)年7月には、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を目指す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」が改正され、従業員数301人以上の企業について男女間賃金差異の公表が義務化されました。

さらに、令和7(2025)年6月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が改正され、法律の有効期限を10年間延長(令和18年3月31日まで)し、女性の職業生活における活躍の推進に当たり、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化するとともに、従業員数101人以上の企業について、令和8年4月1日より男女間賃金差異及び女性管理職比率の公表を義務化することなどが定められました。

ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)に関しては、令和6(2024)年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)の改正法が施行され、身体的な暴力だけでなく精神的な暴力も対象とするなど、保護命令制度が拡充、厳罰化されました。また、性犯罪についても、令和5(2023)年7月に「刑法及び刑事訴訟法」の改正法が施行され、強制性交等罪が不同意性交等罪となり、配偶者やパートナー間でも成立するなど厳罰化されています。

さらに、令和6(2024)年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、新たな支援の枠組みを構築し、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確に規定されたほか、地方公共団体の責務として、教育・啓発、民間団体援助など、困難を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務が明記されています。

そのほか、令和7(2025)年6月に男女共同参画社会基本法が一部改正され、男女共同参画社会の形成を効果的に推進するため、国及び地方公共団体が、関係者相互の連携と協働の促進に努めることが明記されました。また、これら連携・協働の拠点として、男女共同参画センターの体制を確保することが法的に位置付けられました。

国においては、令和8(2026)年3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」において、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会」を目指すべき社会としています。

第4次基本計画では、5つの基本目標と16の施策の方向を定め、特に重要と認められる「重点的に取り組む施策」として、「ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発」「配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」「働く場での女性活躍の推進」「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」の5項目を積極的に推進してきました。

また、毎年度、個別事業の実施状況を福岡市男女共同参画審議会に報告し、特に重要と認められる「重点評価項目」の実施状況について、審議会による評価を行い、その結果を公表しています。

これらにより、第4次基本計画の実効性を確保するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を、市民、企業、自治組織及び学校等と連携しながら、総合的かつ計画的に推進してきました。

第4次基本計画における主な取組みと成果、数値目標(成果指標)の達成状況、今後の課題は次のとおりです。

(1) 主な取組みと成果

① 総合的な企画調整機能の強化

本市の男女共同参画推進における企画調整部門と事業実施部門が、男女共同参画推進の拠点施設である福岡市男女共同参画推進センター・アミカス(以下「アミカス」という。)において、一体的に事業を実施することで、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能の一層の強化を図りました。

具体的な施策として、コロナを契機として様々な不安を抱える女性に対し、NPOの知見やノウハウを活用し相談支援などを行う女性のためのつながりサポート事業や、地域・NPOの意見を踏まえた地域活動ハンドブックの改訂、若年層に向けた男女間格差解消を目指すプログラムなど、様々な取組みを展開しました。

また、男女の固定的な役割分担意識の解消度については、令和4(2022)年度に、女性は第4次基本計画の目標値である80%を達成しました。

② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力防止については、暴力被害者への支援の強化として、被害者及び同伴の子どもが安心して生活できるよう、公的機関への同行支援や手続きの補助など、アウトリーチ型の支援も含めたDV被害者等自立生活援助事業を令和3(2021)年度から実施しました。また、DV被害者の支援に加えて児童虐待対応が必要な相談等もあり、配偶者暴力相談支援センターなどのDV被害者の相談支援を行う機関と、児童相談所などの児童虐待に対応する相談機関との連携強化を図りました。

③ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

企業向け講演会の開催や、男性の育児休業取得促進事業、社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定などに取り組み、企業における男性の育児休業や年次有給休暇の取得率の上昇、平均残業時間の縮減等が進み、ワーク・ライフ・バランスの取組みが着実に浸透してきています。

市役所においても、全ての職員が職業生活と家庭生活の両立を図れるよう、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進、両立支援制度の周知や柔軟な働き方に資する制度の整備など、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

また、男性職員が育児休業を100%取得できる職場づくりを目指し、子どもが生まれる予定の男性職員と上司の面談や啓発リーフレットの配付を行う「パパ・すくすく子育て運動」の推進により、令和6年度に育児休業等を取得した男性職員の割合は、103.0%となり、令和2年度の33.5%から大幅に増加しています。

④ 子育て・介護支援の充実

保育所の整備などにより保育の受け皿を確保し、待機児童解消に努めるとともに、延長保育や休日、夜間の保育、一時預かり、病児・病後児デイケアを実施する等多様な保育ニーズに対応しました。

児童虐待防止については、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化や市民への啓発などに取り組むとともに、アウトリーチ(訪問型)の専門相談や、育児・家事支援、見守り支援を実施しました。

また、「働く人の介護サポートセンター」において、介護に直面した場合でも、離職せずに仕事と介護の両立ができるよう、情報提供やアドバイスをを行いました。

⑤ 働く場での女性活躍の推進

「ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト」を活用し、企業における女性活躍の取組みの見える化や、女性のキャリア形成に向けた講座を開催するとともに、健康課題等と仕事の両立に向けた企業への啓発や支援に取り組んでいます。

アミカスでは、ハローワーク等と連携した再就職を支援する講座や女性の起業を支援するセミナーを開催するとともに、資格取得や技能修得のための各種講座を実施しました。

ひとり親世帯の自立を支援するため、ひとり親家庭支援センターにおいて就業情報の提供、就業支援講習会などを実施しました。

⑥ 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

法律や条例に基づき設置される市の審議会等委員への女性の参画を促進するため、委員を選任する段階で各担当課との事前協議を徹底するとともに、庁内の推進体制である福岡市男女共同参画推進協議会などの機会を捉えて、審議会等委員への女性の参画促進について強く働きかけを行い、審議会等委員への女性の参画率は、令和7(2025)年度に41.0%となり、第4次基本計画の目標値である40%と同程度まで上昇しました。

また、市役所内では、特定事業主行動計画に基づき、職員の意識改革やキャリア形成支援、男女が共に仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境づくりを進めています。本市職員における女性管理職の割合は、20.3%(令和7年5月1日現在)となり、第4次基本計画の目標値である20%を達成しています。

⑦ 地域における男女共同参画意識の浸透

平成23(2011)年度に創設した福岡市独自の男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク:11月3~9日)に合わせて、市が週間の周知やコーディネーターの派遣など、校区の活動を支援しました。コロナの影響下で一時的に地域活動が停滞していた校区もありましたが、先進事例の紹介などより実践的な内容の支援に努めた結果、令和4年度にはコロナ前の水準である140校区とほぼ全ての校区で参画ウィークの取り組みが行われました。

また、男女共同参画推進活動が、自治協議会など自治組織を含めた校区全体に広がるきっかけづくりとなる機会を設けるため、防災という身近なテーマで男女共同参画について校区で考える「みんなにやさしい防災研修」を、令和4(2022)年度から実施しています。

アミカスでは、地域による男女共同参画に関する講座・講演会の企画を支援するため、男女共同参画推進サポーターの派遣などを実施しました。

(2) 数値目標(成果指標)の達成状況

第4次基本計画では、計画期間(令和3年度～7年度)中に達成すべき数値目標(成果指標)として、基本目標ごとに、次の7項目を設定しました。達成状況は以下のとおりとなっています。

① 男女の固定的な役割分担意識の解消度(「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合)【基本目標1】

	初期値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)
女性	76.5%	80%	81.4%
男性	68.2%	80%	72.0%

資料:令和元年度・6年度 市基本計画の成果指標に関する意識調査

男女の固定的な役割分担意識の解消度について、男女ともに増加傾向にあり、女性は令和4(2022)年度以降は80%を上回っており、目標を達成しています。

② 配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度(「相談できる窓口を知らない」と回答した人の割合)【基本目標2】

	初期値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和5年度)
女性	20.3%	10%	15.3%
男性	21.0%	10%	17.8%

資料:平成30年度・令和5年度 市政に関する意識調査

配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度は、目標値には到達しませんでした。が、男女ともに改善しています。

③ 中学生・高校生世代の「デートDV」についての理解度(デートDVについて「内容を知っている」と回答した中学生・高校生世代の割合)【基本目標2】

	初期値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和5年度)
中学生	20.0%	50%	18.4%
高校生世代	52.3%	80%	56.7%

資料:平成30年度・令和5年度 青少年の意識と行動調査

中学生の「デートDV」についての理解度は微減となっており、また高校生世代の「デートDV」についての理解度は微増となっています。

④ 企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度(「ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む必要がある」と思う事業所の割合)【基本目標3】

	初期値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)
企業の認識度	74.7%	85%	71.8%

資料:令和元年度 市女性活躍推進に関する事業所等実態調査、令和6年度 市内事業所における労働実態調査

企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度は微減となっています。これは、働く場において、多様で柔軟な働き方に向けた環境整備や働き方改革が進展したことにより、必要性の認識としては低下したものと思われます。

⑤ 企業における女性管理職比率【基本目標4】

	初期値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)
企業の女性管理職比率	11.3%	15%	13.3%

資料:令和元年度 市女性活躍推進に関する事業所等実態調査、令和6年度 市内事業所における労働実態調査

企業における女性管理職比率は、13.3%であり、令和元年度より2.0ポイントの微増となっています。

⑥ 福岡市の審議会等委員への女性の参画率【基本目標5】

	初期値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和7年度)
女性の参画率	35.3%	40%	41.0%

資料:市民局男女共同参画課 8月1日現在

審議会等委員への女性の参画率は、41.0%となり、目標を達成しています。

⑦ 福岡市役所における女性管理職比率【基本目標5】

	初期値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和7年度)
課長以上の比率	16.2%	20%	20.3%

資料:総務企画局人事課 5月1日現在

福岡市役所における女性管理職比率は、20.3%となり、目標を達成しています。

(3) 今後の課題

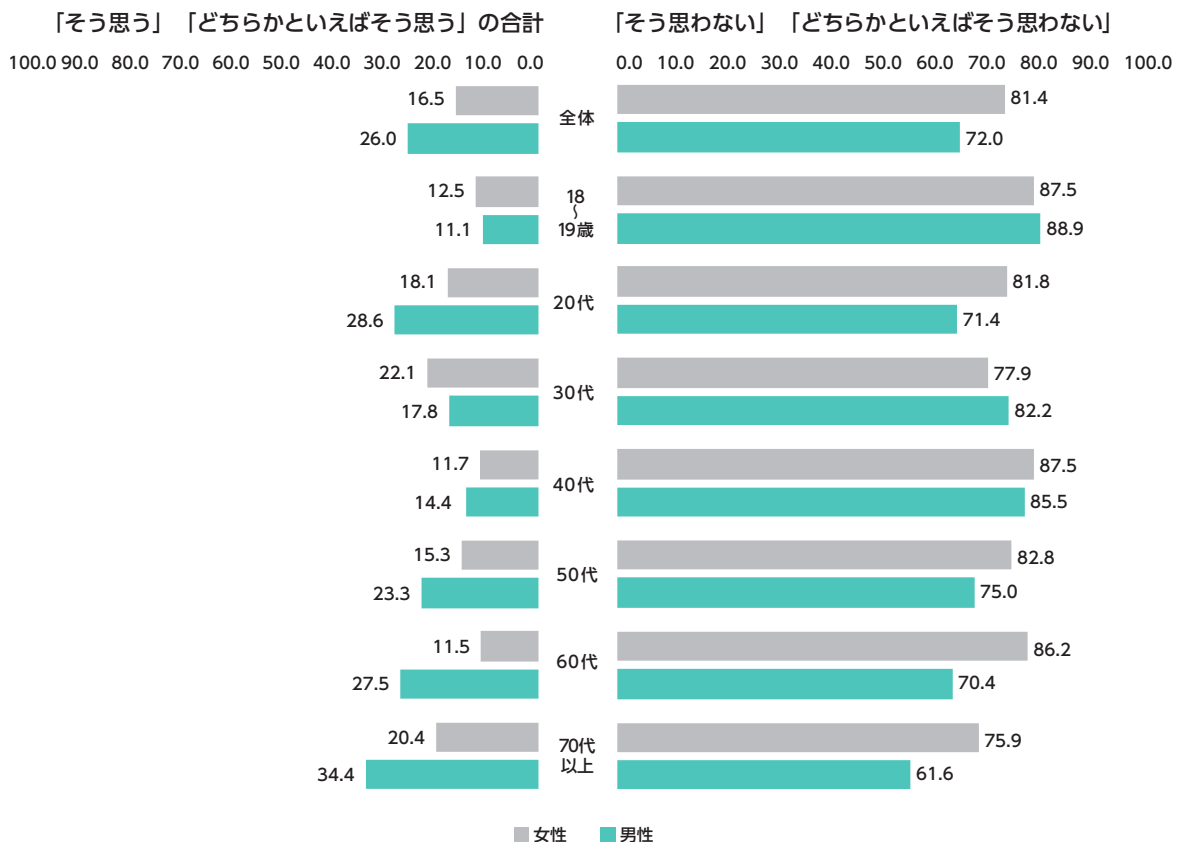
① 男女の固定的な役割分担意識の解消と意思決定過程への女性の参画促進

令和5(2023)年度の「市政に関する意識調査」において、女性が生きづらさを感じる理由でもっとも多いのが「仕事と育児・家事・介護を両立する負担が大きい(75.7%)」、男性は「家族を養う経済力を求められる(65.0%)」となっています。「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識を解消することは、女性、男性、どちらにとっても生きやすい社会につながります。

そのような中で、令和6(2024)年度の「市基本計画の成果指標に関する意識調査」において、男女の固定的な役割分担意識の解消度(「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合)は、平成25(2013)年度以降は改善傾向にあり、男性は72.0%となっています。

しかし、女性の81.4%と比べると9.4ポイント低く、また年代を追うごとに低い傾向にあり、特に、男性70代以上では61.6%と、女性18～19歳の87.5%より25.9ポイント低い結果です。このような意識の差は、年代ごとに学校などで受けてきた教育、家庭や社会での体験の違いなどにより生じたものと考えられ、改めて学校教育における男女平等教育の重要性が浮き彫りになっています。

「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方について【性・年代別】

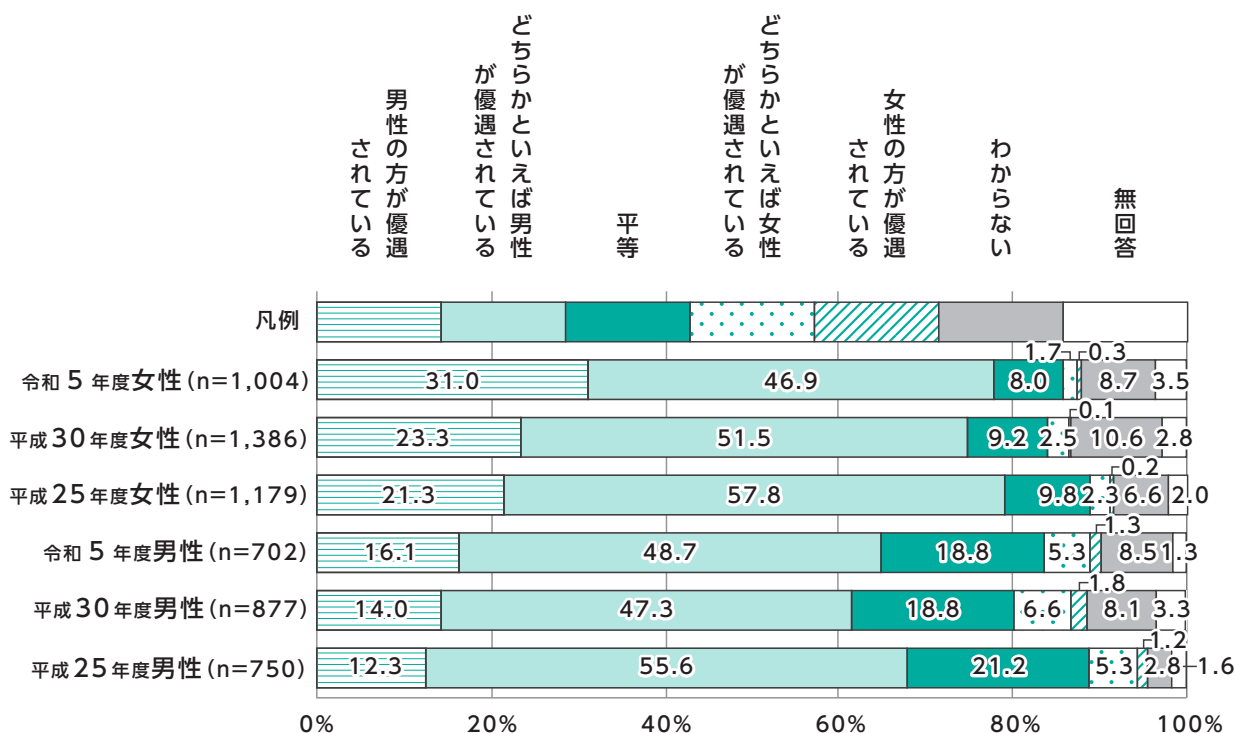


資料：令和6年度 市基本計画の成果指標に関する意識調査

一方で、男女共同参画意識を持つ若年層においても、意識に行動が伴わない場合も多く、男女共同参画に対して無関心な層に対する働きかけも重要であり、今後とも、高齢者層と併せて、進学、就職、結婚、子育て、介護など、それぞれのライフステージに応じ、防災や子育て、職業選択など、身近で共感の得られるテーマで取組みを推進することが求められています。

こうした取組みに、より実効性を持たせるためには、各校区に自治協議会があり、地域活動の場として公民館が設置されているという福岡市の特色を生かし、地域との連携・協力により、実施していく必要があります。

社会全体で見た場合の男女の地位の平等感



資料：令和5年度 市政に関する意識調査

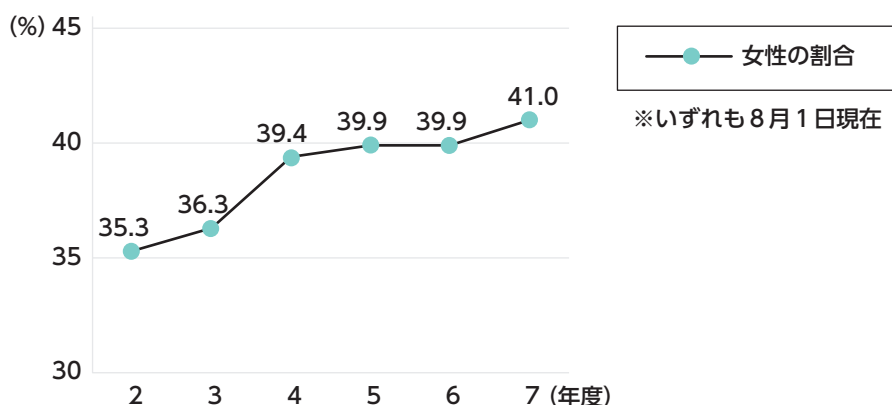
また、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画促進に向けた第4次基本計画の数値目標として、令和7(2025)年度までに女性委員のいない審議会等の解消、審議会等委員への女性参画率40%、市役所における女性管理職比率20%を設定し、取組みを進めてきました。

審議会等における女性委員の参画率は、令和7(2025)年8月1日現在で41.0%と、目標を達成し、市役所における女性管理職比率については、令和7(2025)年5月1日現在で20.3%と目標に到達したものの、一層の取組みが求められています。また、地域における諸団体の長への女性就任率は、日常的な地域活動への女性の活発な参画に比して、令和7(2025)年7月1日現在25.1%という低い数値になっており、女性の割合が10%に満たない団体もあります。令和5(2023)年度の「市政に関する意識調査」において、地域の女性リーダーが少ない理由としてもっとも多いのが「これまでの慣習で、リーダーは男性が就任してきたから(36.2%)」、次いで「女性は家事や仕事で忙しいから(34.6%)」となっており、女性がリーダーとなることを阻害する、社会通念、慣行、偏った意識や制度が背景にあるものと考えられます。

政策・方針決定過程には、女性をはじめとする多様な視点の反映が必須であり、審議会等への女性の参画率向上を図るため、きめ細かくで効果的な対応を充実させるとともに、女性職員が政策立案業務に積極的に参画できるよう、キャリア形成支援や柔軟な働き方の推進など、女性が活躍できる環境づくりを進める必要があります。

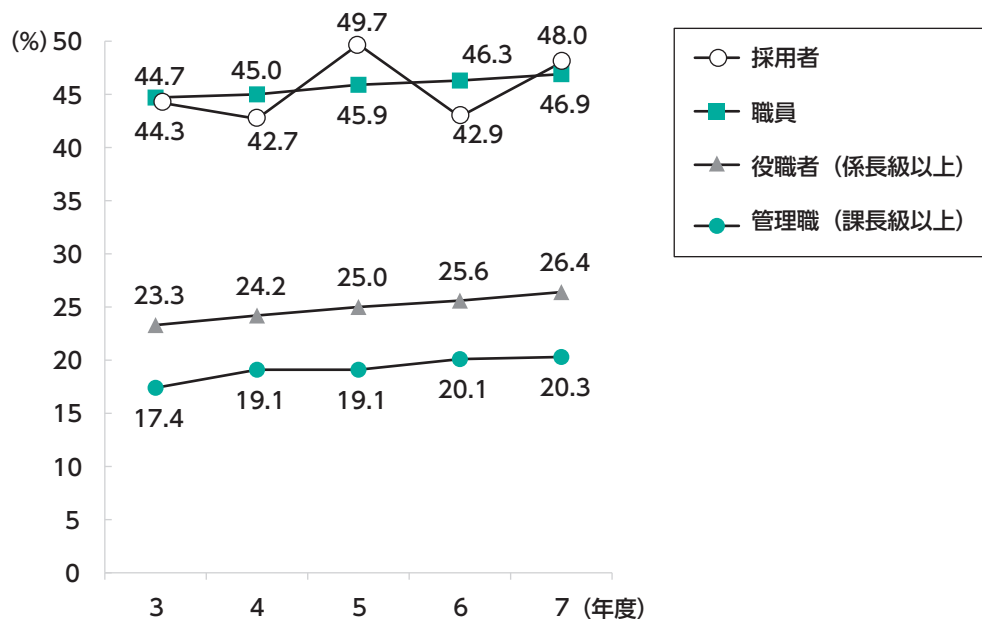
また、まちづくりの共働パートナーである自治協議会においても、男女共同参画協議会等をはじめ、地域の様々な場で活動する女性に向けてリーダー育成のための学習の機会を提供するなど、地域の自主性を尊重し、共感を得ながら、意思決定過程への女性の参画を進めることが求められています。

福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移



資料：市民局男女共同参画課

福岡市職員における女性の割合の推移



注1：採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験（上級、中級及び初級）の一般行政職（ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く）

注2：採用者の数は採用年度ベース。令和7年度については5月1日現在の数

注3：職員及び役職者、管理職の数は5月1日現在の数

注4：職員及び役職者、管理職には旧県費負担教職員を含む

資料：総務企画局人事課

地域における諸団体の長への女性の就任状況(福岡市)

(各年7月1日現在)

団体名	年 度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	令和7年度		
		女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	女性の割合 (%)	総数 (人)	女性数 (人)	女性の割合 (%)
自治協議会 (※)		7.3	7.3	6.0	8.6	7.9	152	13	8.6
公民館長		28.6	31.1	29.9	31.8	31.8	150	49	32.7
青少年育成連合会 (※)		30.8	29.8	31.3	35.1	35.8	150	52	34.7
交通安全推進委員会 (※)		9.7	8.7	8.7	9.4	7.7	150	12	8.0
体育振興会 (※)		6.6	6.0	5.3	7.3	7.2	151	12	7.9
環境活動連絡会議 (※)		15.5	19.7	19.7	22.3	24.4	161	39	24.2
人権尊重推進協議会 (※)		21.9	18.4	21.9	22.8	25.3	146	38	26.0
社会福祉協議会		38.4	40.1	40.8	38.8	37.8	148	55	37.2
老人クラブ連合会		10.4	10.6	11.2	13.7	17.5	119	21	17.6
子ども会育成連合会		49.4	47.6	49.3	42.6	43.8	59	22	37.3
市立小学校PTA		6.9	10.5	14.7	13.1	15.7	149	27	18.1
市立中学校PTA		1.5	7.2	7.2	7.2	7.2	68	8	11.8
地区民生委員・児童委員協議会		71.2	71.2	73.0	73.9	74.8	111	83	74.8
合 計		22.3	22.6	23.4	24.2	24.9	1,714	431	25.1

※団体の名称は各校区により異なるため、一般的に使用されている名称を記載している

資料：市民局男女共同参画課

② ジェンダーに基づく暴力*の根絶と被害者支援

配偶者等からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などのジェンダーに基づく暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、また男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、根絶に向け取組みを進める必要があります。

ジェンダーに基づく暴力の被害者の多くは女性であり、背景には男女の固定的な役割分担意識、男女の社会的地位や経済的な格差など、社会的・構造的な問題が存在していることから、あらゆる暴力防止に向けた教育や予防啓発、被害者支援など、幅広い取組みが必要です。

令和5(2023)年度の「市政に関する意識調査」において、配偶者等から暴力(身体的、精神的、性的)を受けた際に実際に取った行動は、男女ともに「がまんした」割合が最も高く、相談できる窓口を「知らない」と答えた人も15%を超えています。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。未然防止のため、早い段階で被害者が安全に相談できる体制を整備し、相談窓口の広報・啓発に取り組むとともに、被害を相談することに対する心理的なハードルを下げるための取組みや、被害者に寄り添った切れ目のない支援が求められています。

将来的にDVの被害者・加害者を生まないためには、若年層からDV予防教育を行うことが重要であり、教育部門と連携しながら発達段階に応じたデートDV(交際相手からの暴力)防止教育を行っていく必要があります。

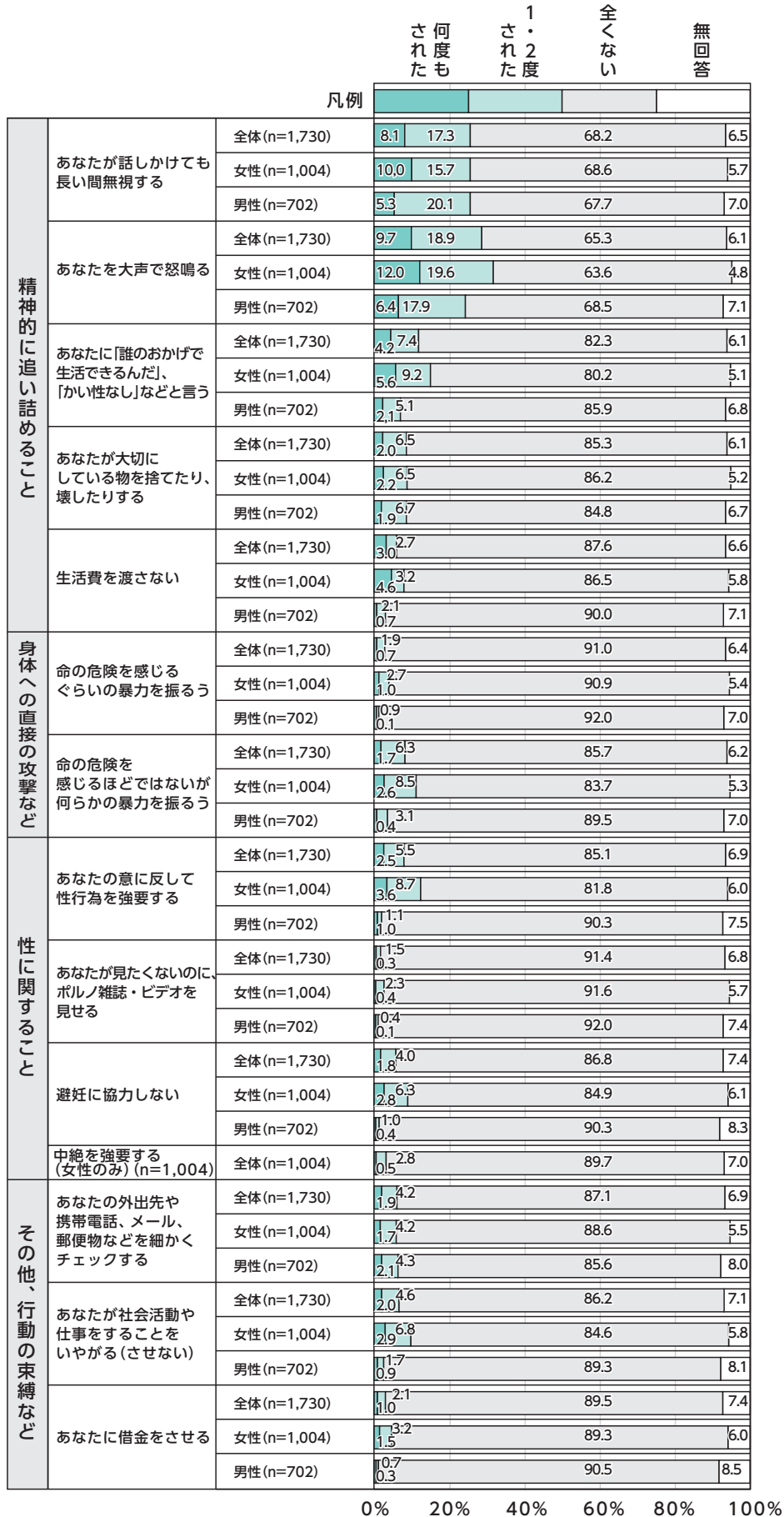
DVが起きている家庭では子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、また子どもの前でパートナー間で暴力を振るうこと(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたるなど、DVは児童虐待と密接な関連があると言われていています。令和元(2019)年6月公布の「改正DV防止法」では、DV被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されており、配偶者暴力相談支援センターなどのDV被害者の相談支援を行う機関と、児童相談所などの児童虐待に対応する相談機関とのさらなる連携強化を図る必要があります。また近年、全国的に増加傾向にある男性DV被害者にも配慮が必要です。

そして、DVに限らず、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などのジェンダーに基づく暴力が社会的な問題であるという認識を広く浸透させるため、暴力の根絶と予防に向けた教育・啓発や相談窓口の周知をさらに推進していく必要があります。

ジェンダーに基づく暴力 *(Sexual and Gender-Based Violence(SGBV))

:[女性らしさ]や[男性らしさ]といった社会文化的に構築された性役割や性規範を背景にして振るわれる暴力を指す。(出典:JICAグローバル・アジェンダ No.14ジェンダー平等と女性のエンパワメント)

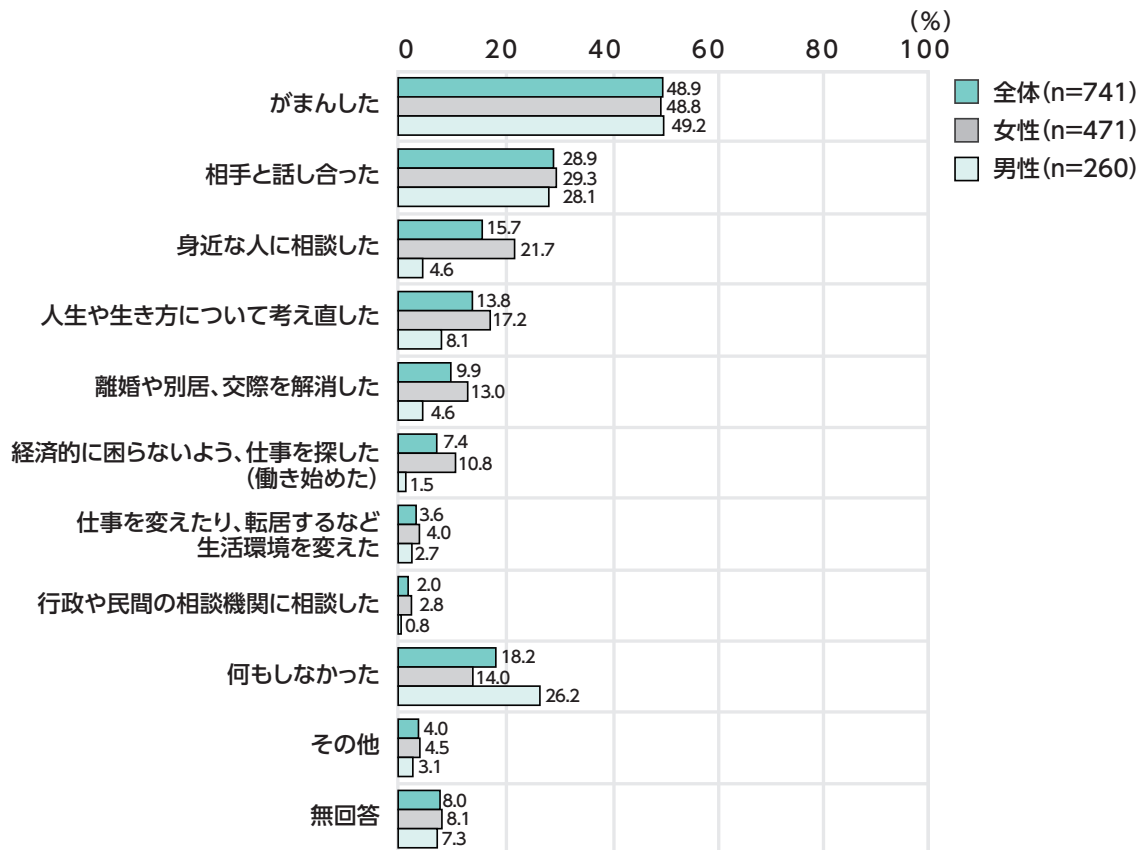
配偶者等から暴力を受けた経験



0% 20% 40% 60% 80% 100%

資料：令和5年度 市政に関する意識調査

暴力を受けて、実際はどう行動したか



資料：令和5年度 市政に関する意識調査

③ 困難を抱える女性への支援

単身・高齢世帯の増加、雇用・就労環境の変化、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの多様化、情報化社会の進展などを背景に、貧困、孤独・孤立、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等が抱えている様々な課題は複雑化・複合化する傾向にあります。

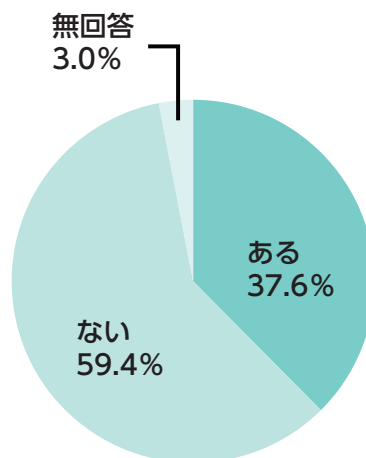
これらに加え、女性は、女性であることにより、固定的な役割分担意識や社会的・経済的格差から貧困などの様々な生活上の困難に陥るおそれがあります。また、女性は男性に比べ性暴力や性的虐待、性的搾取といった性被害を受けやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠など、心身の健康や社会生活上に影響する深刻な課題を抱える場合があります。また、女性をめぐる諸問題は、経済危機、疫病や大災害の発生といった社会的な危機が発生した際に顕在化することからも、女性は、社会の情勢に影響を受けやすい立場にあることがうかがえます。

令和7(2025)年度の「市政アンケート調査」において、女性であることに起因した困難な経験や、身近な女性から困難な経験を見聞きした経験の有無を尋ねたところ、「ある」と回答した割合が37.6%と、約4割の方が何らかの困難な経験をしたり見たり聞いたりした経験があることが分かりました。

「ある」と回答した中で、困難な経験の具体的内容としては、「育児、教育への不安や負担感」が43.8%と最も高く、次いで「妊娠、出産への不安や負担感」が42.4%、「学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害」が41.4%となりました。また、「配偶者や元配偶者、交際相手からの暴力・暴言」や「性被害、性的問題」、「親、きょうだい、こども等からの暴力・虐待」など、人権侵害にあたる経験の回答も見られました。

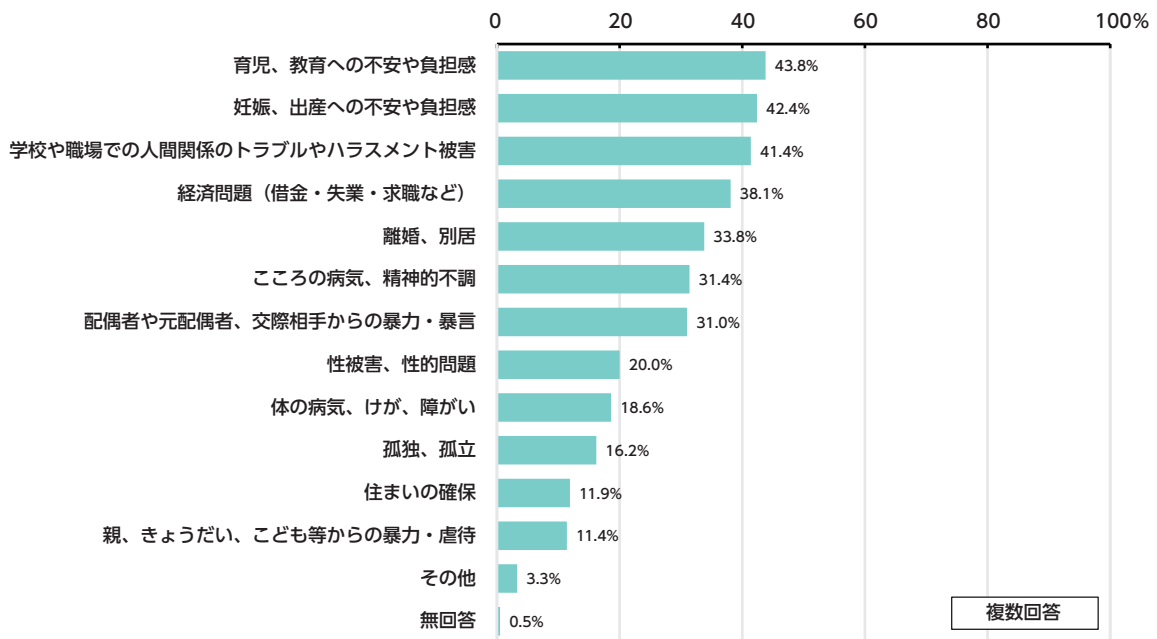
困難な経験の相談先としては、「友人・知人」が55.2%、「家族・親戚」が51.4%と、身近な人へ相談する割合が高くなっています。一方で、「誰にも(どこにも)相談したことがない」が18.1%と3番目に高い割合となっています。

女性であることに起因する困難な経験の有無、あるいは 身近な女性から困難な経験を見聞きした経験の有無 (n=559)



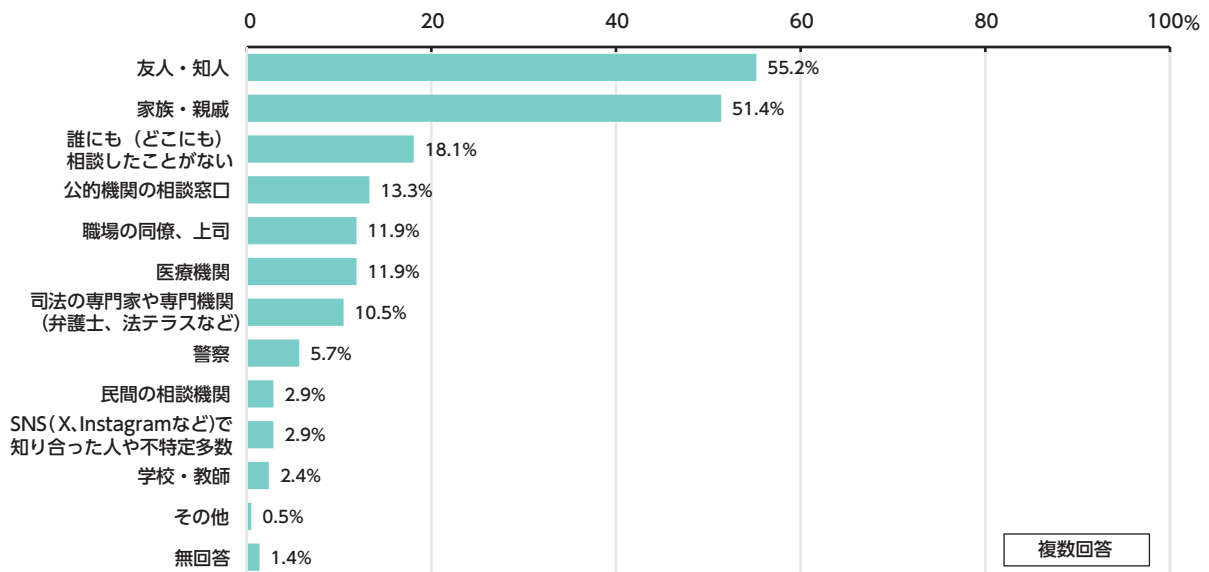
資料：令和7年度 市政アンケート調査(第1回)

困難な経験の具体的内容 (n=210)



資料: 令和7年度 市政アンケート調査 (第1回)

困難な経験の相談先 (n=210)



資料: 令和7年度 市政アンケート調査 (第1回)

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」では、国や地方自治体は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性が安心かつ自立して社会生活を営むことができるよう、抱えている課題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供する体制を整備するものとされています。

本市では、これまで、女性に向けた専門的な相談支援のほか、高齢、障がい、子ども、在住外国人、生活困窮などの各分野での支援を幅広く実施してきましたが、複数の分野にまたがる課題や新たな課題、また、既存の施策や取組みでは対応しきれない支援の狭間にあるニーズに適切に対応するためには、民間団体を含めた多機関協働による連携支援の枠組みのもとで役割分担や支援方針の共有を図ることや、ニーズの早期把握や自立までの中長期的な支援も視野に入れつつ、新たな支援のあり方についても検討する必要があります。

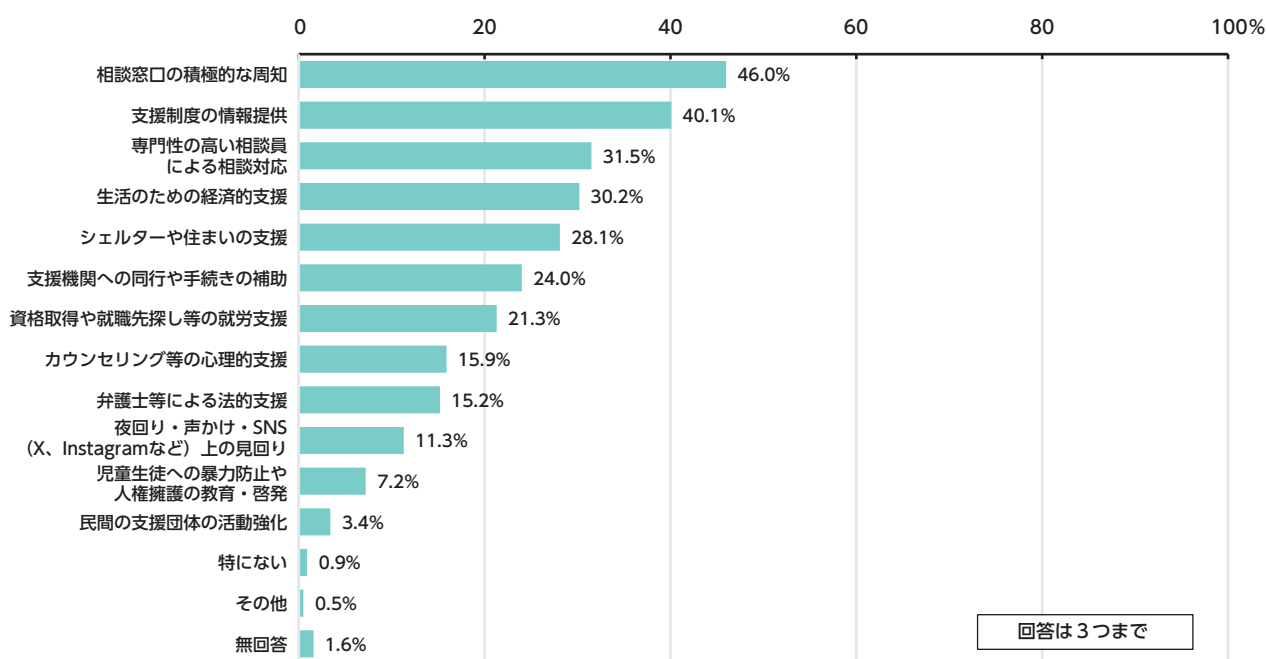
なお、困難を抱える女性への支援や施策の実施にあたっては、困難を抱える女性の人権を尊重し、寄り添い、その意向を最大限尊重するとともに、女性個人に起因する問題と捉えることなく、置かれた状況やその背景にある社会的な問題を踏まえ、適切に対応することが求められます。

令和7(2025)年度の「市政アンケート調査」では、困難な問題を解決するために行政がすべきこととして、「相談窓口の積極的な周知」が46.0%と最も高く、次いで「支援制度の情報提供」が40.1%、「専門性の高い相談員による相談対応」が31.5%でした。

また、望ましい相談体制としては、「匿名でできること」が50.6%、「周りに知られず安心してできること」が45.4%、「24時間いつでもできること」が44.5%でした。

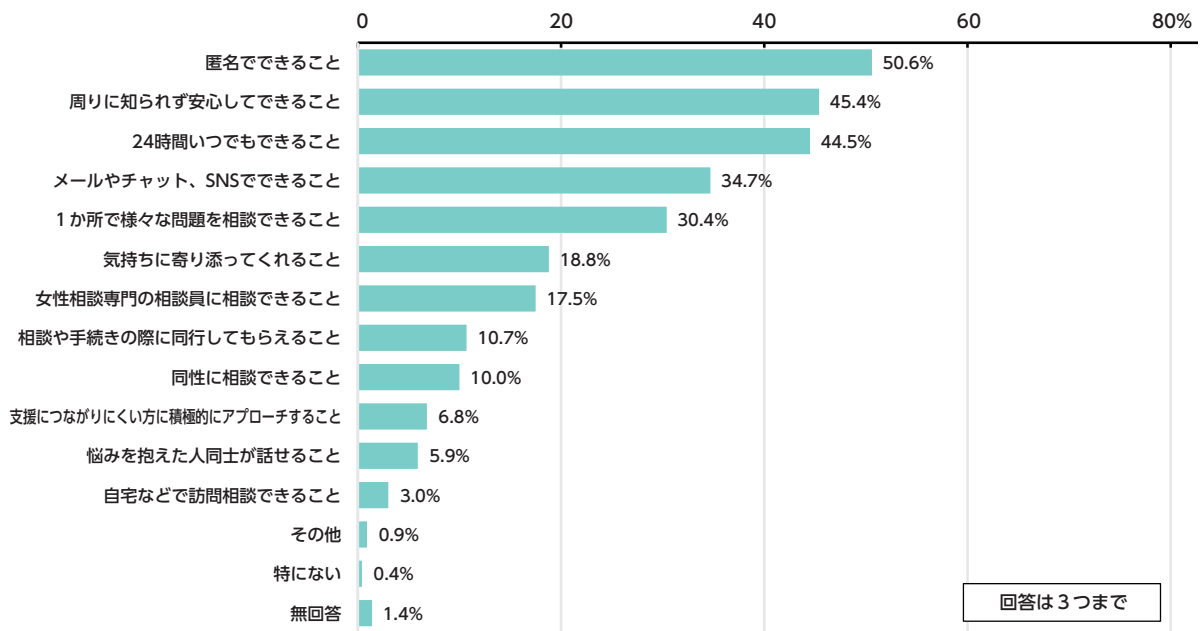
一人ひとりの状況に応じた多様な支援を包括的に提供するとともに、誰もが安心して気軽に悩みを相談できる相談体制の整備を進めていく必要があります。

困難な問題を解決するために行政がすべきこと (n=559)



資料：令和7年度 市政アンケート調査(第1回)

望ましい相談体制 (n=559)



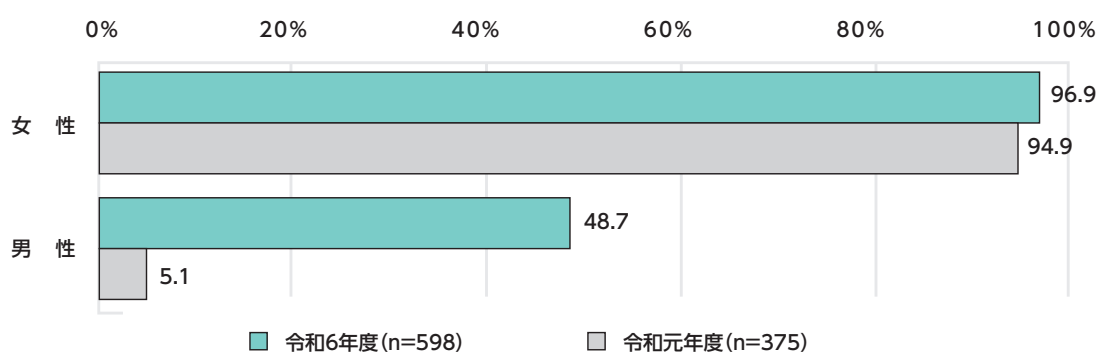
資料：令和7年度 市政アンケート調査(第1回)

④ ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進

令和2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、時間と場所を選ばない多様で柔軟な働き方がますます広がり、働き方改革も進んでいます。令和6(2024)年度の「福岡市内事業所における労働実態調査」では、年次有給休暇取得率が60%以上の企業は約5割まで増加し、1カ月の平均残業時間が20時間以下の企業も約8割に達するなど、労働環境は改善傾向にあることがうかがえます。

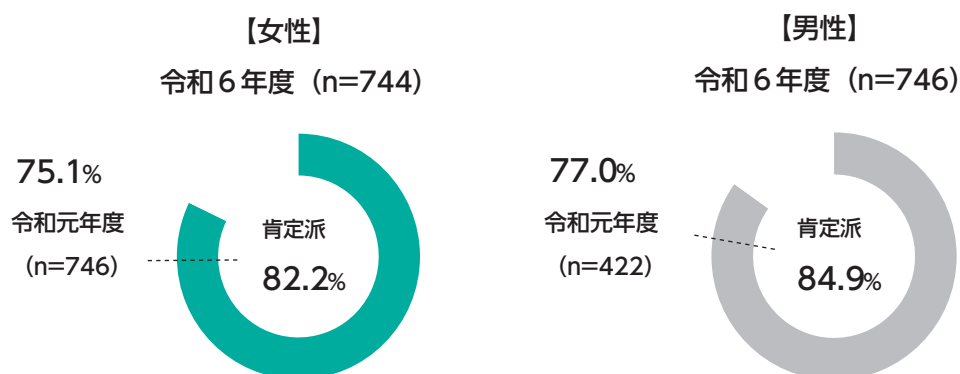
さらに、男性の育児休業取得率は48.7%と、5年前の5.1%から大幅に上昇するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが成果を上げており、働きやすいと感じる労働者も増えています。

育児休業取得率



資料：令和6年度 福岡市内事業所における労働実態調査

最近3年程度での働きやすさについての変化

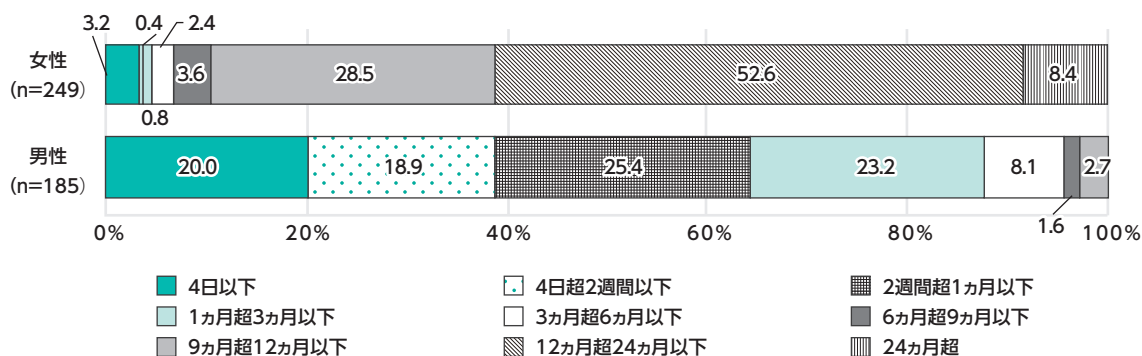


資料：令和6年度 福岡市内事業所における労働実態調査

育児や介護のダブルケアや自身の病気治療など、仕事との両立の支援を要する様々な理由を抱えた労働者が今後一層増えることが予想されます。このような中、ワーク・ライフ・バランスを推進することは、優秀な人材の確保、定着、意欲の向上、最終的には業績の向上など、企業の持続可能な成長にもつながります。男女ともに多様で柔軟な働き方を選択できるよう、企業への働きかけなどの啓発を進めていくとともに、ワーク・ライフ・バランスのさらなる実現に向けて、DX推進などの業務効率化への取組みを進める必要があります。

また、固定的な役割分担意識は改善しているものの、家庭内における家事・育児・介護の役割分担は依然として女性に偏っており、育児休業取得者の平均取得期間や短時間勤務制度の利用状況などにおいても、男女で大きな差が生じています。

育児休業取得者の平均取得期間



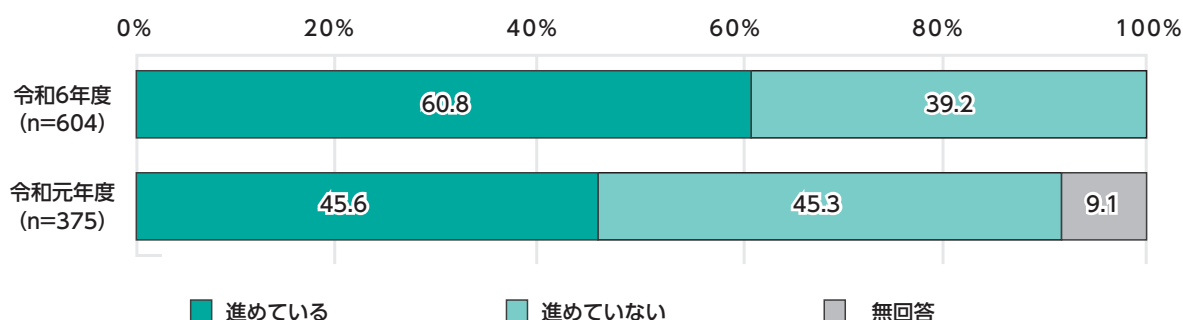
資料：令和6年度 福岡市内事業所における労働実態調査

女性が男性に比べ無償ケア労働の負担を多く引き受けている状況を解消し、男女がともに家事・育児等に参画しながらキャリア形成と両立可能な働き方を選択できる環境を整備するため、「共働き・共育て」の推進に向けた取組みや、介護との両立に向けた環境づくりは重要です。また、地域活動などにおいても、男性が積極的に参画できるよう、地域や市民団体、企業などと連携しながら取組みを進める必要があります。

また、女性活躍に関しては、令和6(2024)年度の「福岡市内事業所における労働実態調査」において、女性活躍の取組みを「進めている」と回答した事業所は60.8%で、令和元年度の45.6%から15.2ポイント増加しています。

女性正社員の結婚・出産後の就業継続状況をみると、「正社員として働き続ける人がほとんどである。(8割以上)」が60.1%で、令和元年度の41.1%から19.0ポイント増加しており、事業所における女性活躍の取組みや、女性が働き続けられる職場環境づくりは進んでいます。

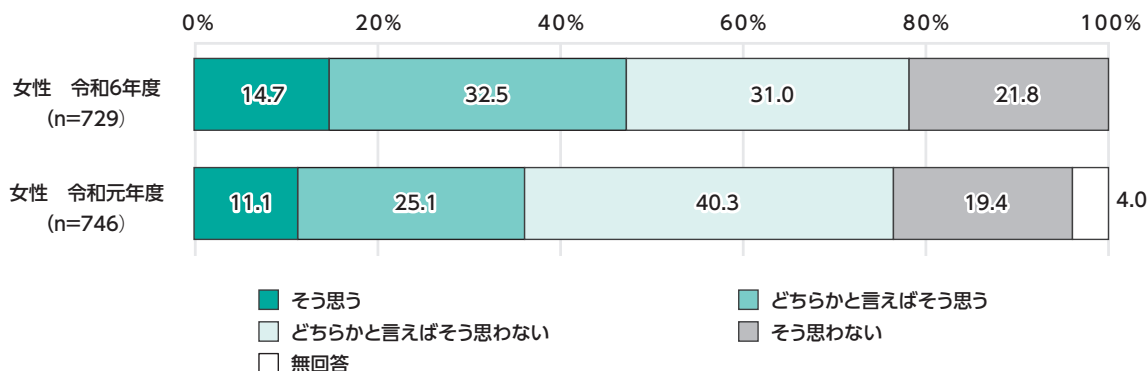
女性活躍推進への取組み状況



資料：令和6年度 福岡市内事業所における労働実態調査

また、昇進したいと考える女性の割合は、47.2%で、令和元年度の36.2%から11.0ポイント増加し、女性の意識改革が進んでいることもうかがえます。

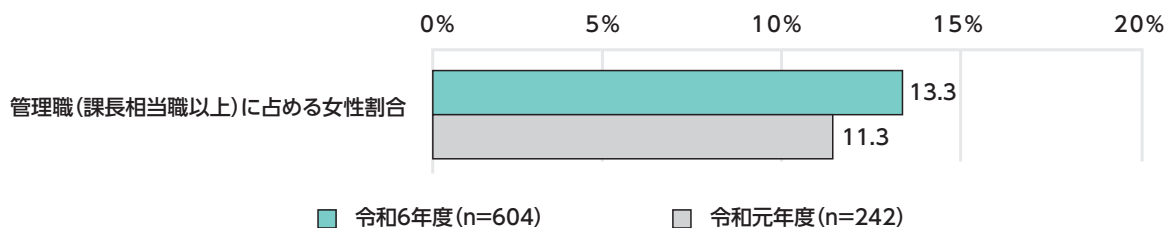
今後の昇進意欲



資料：令和6年度 福岡市内事業所における労働実態調査

一方で、事業所における女性管理職比率は13.3%にとどまるなど、女性の能力が十分に発揮されているとは言えない状況であり、男女間格差は未だに解消されていません。

女性管理職比率



資料：令和6年度 福岡市内事業所における労働実態調査

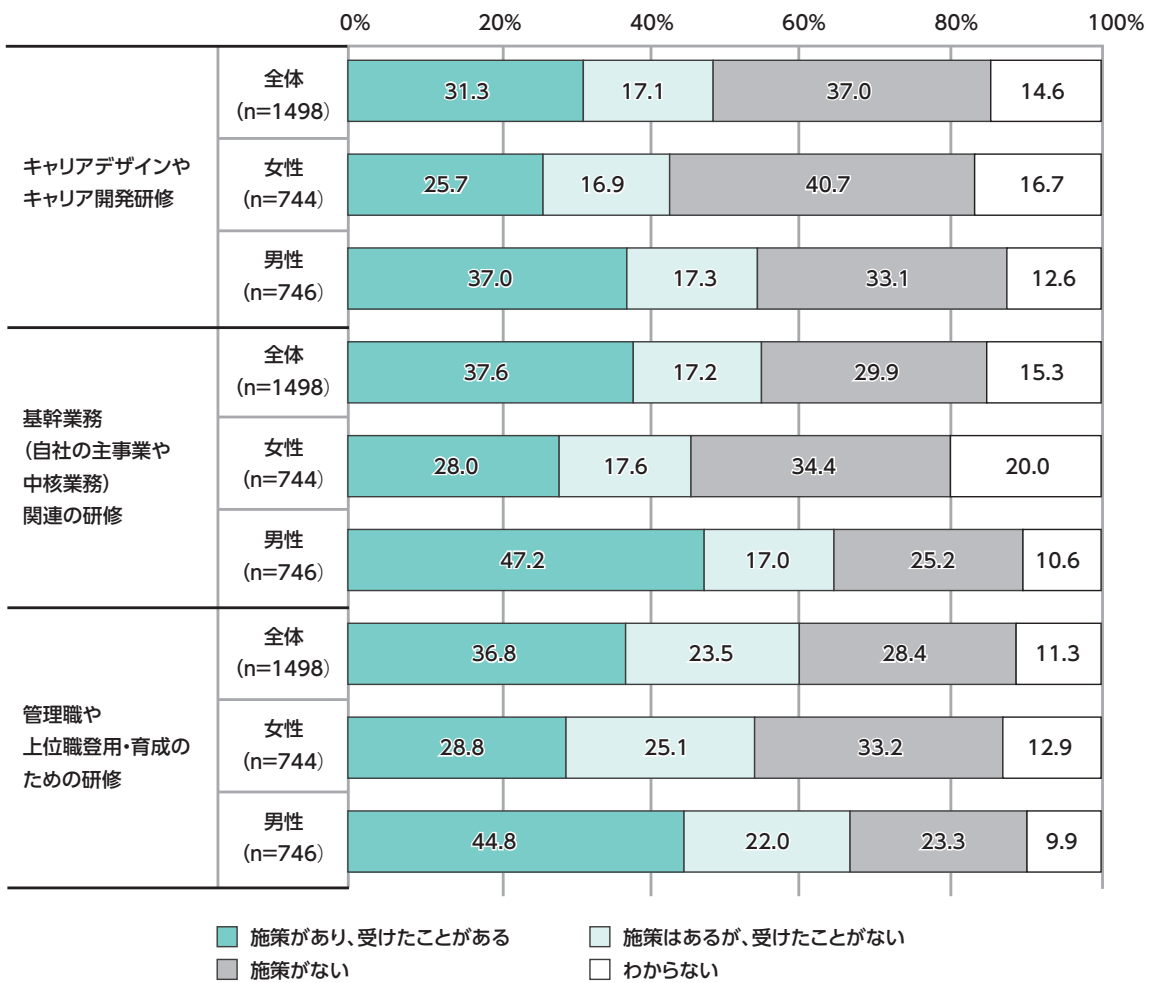
男女間格差(賃金、昇進)については、男女の固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを背景に、配置や経験などの人材活用のプロセスにおける、性別の偏りなど、従来の雇用制度や慣行が、格差が生じる要因の一つとなっていることが想定されます。

企業における配置や経験、働き方などの男女別の状況を数値化し、女性活躍の取組みを多角的な視点で診断できるプログラム導入、活用促進など、企業の取組みを強化する必要があります。

また、女性活躍などに関する企業向けの講演や、女性のキャリア形成に向けた講座を実施するとともに、健康課題等と仕事の両立支援を行うなど、誰もが自らのキャリアパスを描いて働き続けることができるよう、企業への啓発や支援に取り組むことが求められます。

さらに、女性の再就職や起業支援を行うほか、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を支援する取組みを進める必要があります。

研修実施・受講状況



資料：令和6年度 福岡市内事業所における労働実態調査

1 福岡市が目指す姿

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会

平成27(2015)年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが掲げられており、目標年を10年後に控えた令和2(2020)年には、SDGsの達成に向けて行動規模の拡大を図る「行動の10年」がスタートするなど、世界中がこの目標の実現に向けて、官民を挙げた取組みを強化しています。

国においても、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、「女性活躍推進法」などの改正が行われたほか、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されるなど、男女共同参画や女性活躍の取組みを加速するための法整備が進められています。

また、福岡市では、第10次福岡市基本計画において「生活の質の向上」と「都市の成長」の持続的な好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略として掲げ、分野別目標の一つとして、「一人ひとりが心豊かに暮らし、自分らしく輝いている」を設定しています。そして、その実現に向けた「多様な市民が輝くユニバーサル都市・福岡の推進」として、男女共同参画に取り組んでいくことを示しています。男女共同参画の推進に取り組むことは、誰もが思いやりを持ち、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人にやさしいまちの実現にもつながるものです。

これまで、第1次から第4次基本計画までの20年間において、個々を尊重し合い、性別にかかわらず一人ひとりが輝ける社会を、市民の共感を得ながら、市民とともに作り出すことを目指して、男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識、制度などを改める取組みを進めており、市民の意識にも一定の変化が生まれてきています。

こうした意識の変化が、一人ひとりの行動変容につながるよう、啓発から実践へと、次のステージへステップアップを図るため、ライフステージに応じた実効力のある取組みを行うとともに、あらゆる取組みに男女共同参画の視点を確保するため、意思決定過程へのさらなる女性の参画促進に取り組むこととします。そして、全ての人々が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍でき、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

第5次基本計画では、第4次基本計画の理念を引き継ぎながら、市が市民とともに目指す姿を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに進めることとしました。

福岡市が目指す男女共同参画社会

基本目標 1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、異なる考えや生き方をも互いに尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標 2 あらゆる暴力が根絶された社会

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、ジェンダーに基づく暴力が根絶された社会を目指します。

基本目標 3 女性が安心して暮らせる社会

様々な問題を抱え、女性であることに起因して困難な立場に置かれている女性が、多様な支援を包括的に受けることができるとともに、人権尊重及び男女平等が実現し、女性が安心して、かつ、自立して暮らすことができる社会を目指します。

基本目標 4 仕事と生活の調和が実現した社会

従来の働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児、介護、地域活動などにおいて、性別にかかわらず積極的に役割を果たし、責任と充実感を分かち合いながら、共に暮らしやすい社会を目指します。

基本目標 5 性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会

性別にかかわらず教育・昇進等の機会と待遇が均等に確保されるなど、誰もがそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がつくられ、その能力を発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会を目指します。

基本目標 6 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、地域課題の解決に取り組むことにより、多様な視点で様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。

2 第5次基本計画の位置づけ

(1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連

男女共同参画社会基本法(第14条第3項)に基づき、国及び福岡県の男女共同参画基本計画を勘案することとし、特に、第5次基本計画策定作業とほぼ同時に進められた国の第6次男女共同参画基本計画を参考にしました。

(2) 市条例の具体化

条例(第11条)では、「市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定しなければならない」と定めています。

この第5次基本計画は、今後、福岡市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

(3) DV防止法との関連

DV防止法(第2条の3第3項)に基づき、基本目標2「施策の方向1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」の部分を、市町村基本計画と位置づけています。

(4) 女性活躍推進法との関連

女性活躍推進法(第6条第2項)に基づき、基本目標4と基本目標5の部分を、市町村推進計画と位置づけています。

(5) 女性支援新法との関連

女性支援新法(第8条第3項)に基づき、基本目標3の部分を、市町村基本計画と位置づけています。

(6) 市総合計画との関連

福岡市基本構想(平成24年12月策定)及び第10次福岡市基本計画(令和6年12月策定)との整合性を図ります。

福岡市では、多くの市民の皆様とともに策定した「福岡市総合計画」に基づき、経済的な成長と心豊かな暮らしのバランスが取れた持続可能な都市づくりを進めることにより、SDGsの達成に取り組んでいます。



3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 第5次基本計画の体系

第5次基本計画では、6つの基本目標の実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って、今後5年間に推進する「具体的施策」を示しています。

また、現計画の評価と課題、社会経済情勢の変化などを踏まえ、重点的に取り組む施策を選定しています。

重 は重点的に取り組む施策

施策の方向	具体的施策
-------	-------

基本目標1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

1 男女平等教育の推進	1 学校教育における男女平等教育の推進
2 男女共同参画にかかる啓発・学習の全市的展開 重	2 教育に携わる者への研修の充実
	3 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実
	4 区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進
	5 公民館における取組みの推進
	6 男女共同参画に関する調査・研究
	7 男女共同参画に関する広報と情報提供
	8 市民団体、NPO等との連携・共働
3 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 重	9 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援
4 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進 重	10 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
	11 男女共同参画の視点に立った防災事業
5 国際理解・交流の推進	12 男女平等に関する国際理解の推進
6 生涯にわたる健康支援	13 青少年に対する支援、意識啓発
	14 母性の保護の重要性に関する認識の浸透
	15 妊娠・出産に関する健康管理の支援
	16 ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
7 性の多様性が尊重される環境づくり	17 性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援
	18 市民や企業等に対する教育・啓発

基本目標2 あらゆる暴力が根絶された社会

1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止 重	19 相談体制の充実と連携体制の強化
	20 被害者の安全確保
	21 被害者の自立のための支援
	22 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発
	23 DV対応と児童虐待対応の一体的支援
	24 相談の充実
	25 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	26 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発
	27 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止
	28 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)

施策の方向	具体的施策
-------	-------

基本目標 3 女性が安心して暮らせる社会

- | | |
|---|------------------------|
| 1 安心して相談できる体制の充実 重 | 29 相談体制の充実 |
| | 30 支援対象者の早期把握 |
| | 31 一時保護者の状況に応じた支援 |
| | 32 同伴児童への支援 |
| | 33 自立のための支援 |
| 2 安全確保への取組みの充実 | 34 心理的ケアの充実 |
| | 35 関係機関との連携・協働 |
| 3 回復と生活の安定に向けた切れ目のない支援の充実 | 36 民間団体との連携・協働 |
| | 37 人材育成・研修 |
| 4 多様な主体との連携による支援の推進 重 | 38 女性の人権の尊重を図るための教育・啓発 |
| | |
| 5 女性の支援につながる教育・啓発・人材育成の推進 重 | |
| | |

基本目標 4 仕事と生活の調和が実現した社会

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 重 | 39 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援 |
| | 40 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供 |
| | 41 市役所における意識啓発 |
| | 42 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進 |
| | 43 相談の充実 |
| | 44 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 |
| 2 子育て・介護支援の充実 | 45 子育て支援の充実 |
| | 46 介護支援の充実 |

基本目標 5 性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会

- | | |
|------------------------------------|------------------------|
| 1 働く場における女性活躍推進の支援 重 | 47 企業に対する女性活躍推進の取組み支援 |
| | 48 働く女性のキャリアアップ支援 |
| | 49 働く女性への労働に関する広報と情報提供 |
| | 50 相談の充実 |
| | 51 農林水産業の分野における女性の参画促進 |
| 2 女性の就業・起業支援 重 | 52 就業意識の啓発と職業能力の向上 |
| | 53 女性の起業支援 |
| | 54 再就職の支援 |
| | |

基本目標 6 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

- | | |
|--|----------------------|
| 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 重 | 55 審議会等への女性の参画促進 |
| | 56 市役所における男女共同参画の推進 |
| | 57 政治分野における女性の参画促進 |
| 2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 重 | 58 自治協議会等への女性役員の参画促進 |
| | 59 地域の女性リーダー育成と活躍支援 |

5 成果指標

成果指標

計画期間中に本市が達成すべき成果指標として、基本目標ごとに、次の9項目を設定します。

(単位:%)

基本目標	項目	目標値	現状値
1	●男女の固定的な役割分担意識の解消度 「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合 【市基本計画の成果指標に関する意識調査】	85	77.1 (令和6年度)
2	●配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 いずれかの相談窓口を知っている人の割合 【市政に関する意識調査】	90	79.0 (令和5年度)
	●中学生・高校生世代の「デートDV」についての認知度 デートDVについて「言葉を知っている」と回答した中学生・高校生世代の割合 【市青少年の意識と行動調査】	中学生 50 高校生世代 90	中学生 46.2 高校生世代 84.2 (令和5年度)
3	●女性支援の機関・団体職員研修における理解度	100	—
4	●ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度を導入している事業所の割合 【市内事業所における労働実態調査】	85	79.1 (令和6年度)
	●事業所における男性の育児休業取得率 【市内事業所における労働実態調査】	85	48.7 (令和6年度)
5	●事業所における女性管理職比率 【市内事業所における労働実態調査】	18	13.3 (令和6年度)
6	●福岡市の審議会等委員への女性の参画率	40以上 60以下	41.0 (令和7年8月1日)
	●福岡市役所における女性管理職比率	28	20.3 (令和7年5月1日)

参考指標

計画の進捗状況をわかりやすく示す指標として、参考指標を設定します。

《中長期的な参考指標》

社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合

現状値：12.4%(女性8.0%、男性18.8%)【令和5年度市政に関する意識調査】

基本 目標	項 目	現状値
1	○男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」の認知度 「内容を知っている」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	3.7% (令和5年度)
	○女性が職業を持つことに対する考え 「ずっと職業を持っている方がよい」と考える人の割合 【市政に関する意識調査】	52.9% (令和5年度)
2	○配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合 「精神的暴力(あなたを大声で怒鳴る)を受けたことがある」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 31.6% 男性 24.3% (令和5年度)
	○デートDV防止に関する予防教育実施校数	6校 (令和6年度)
3	○支援方針の決定に係る協議への相談者本人の参画割合	—
4	○男性の育児休業の平均取得期間が2週間超の事業所の割合 【市内事業所における労働実態調査】	61.0% (令和6年度)
	○女性正社員の結婚や出産後の就業継続状況 「正社員として働き続ける人がほとんど(8割以上)」の割合 【市内事業所における労働実態調査】	60.1% (令和6年度)
	○家事・育児・介護の分担状況について、配偶者(パートナー)間での話し合いの経験 「よく話し合ってきた」「話し合ったことがある」人の割合 【市内事業所における労働実態調査】	69.8% (令和6年度)
5	○女性管理職がない市内事業所の割合 【市内事業所における労働実態調査】	31.5% (令和6年度)
	○女性管理職割合が18%以上の事業所の割合 【市内事業所における労働実態調査】	39.5% (令和6年度)
	○「ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト」登録企業における女性管理職比率	19.8% (令和6年度)
	○女性の就業者に占める正規雇用者の割合 【就業構造基本調査】	45.6% (令和4年度)
6	○地域における諸団体の長への女性の就任状況	25.1% (令和7年7月1日)

(1) 推進体制と進行管理

① 庁内の推進体制

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」(会長:市長、副会長:市民局男女共同参画部所管の副市長、委員:全事業管理者及び全局・区長等、幹事:関係部長)において、第5次基本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう、本市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

② 男女共同参画審議会

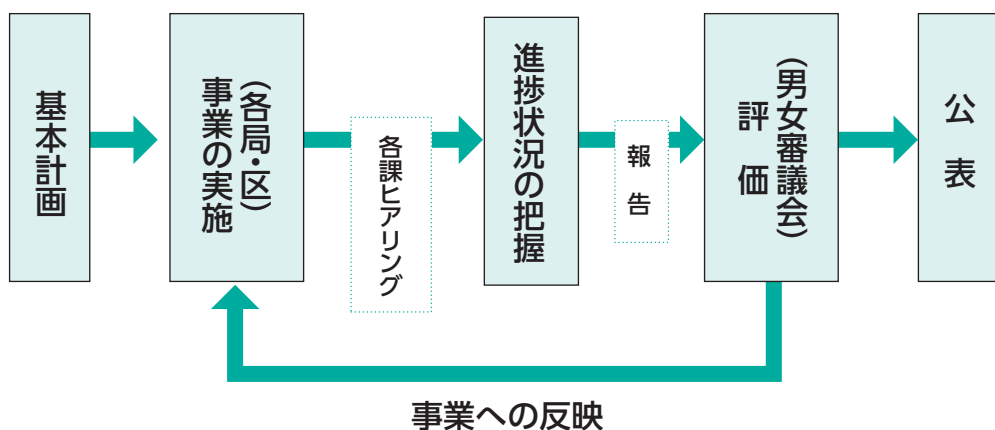
市長の附属機関として設置している「福岡市男女共同参画審議会」(以下「男女審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、本市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査・審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

③ 施策に対する苦情への対応

条例第26条に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民から苦情が寄せられた場合、市長は、男女審議会の意見を聞いたうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。

④ 基本計画の進行管理と推進状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を男女審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。また、条例第12条に基づき、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、市民に毎年公表します。



(2) 男女共同参画推進に関する拠点施設、区役所の役割

あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開され、地域において男女共同参画が広く市民に浸透していくうえで、拠点施設であるアミカス、区役所が果たす役割は次のとおりです。

① 拠点施設「男女共同参画推進センター・アミカス」の役割

アミカスは、条例第25条で、「市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設」と位置付けられています。

拠点施設として、多様な選択を可能にする意識啓発、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供、相談事業、及び図書事業などの諸事業を実施するほか、様々な分野の団体や市民グループ等との連携・共働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援していきます。

また、事業実施などから得られる市民のニーズや事業効果について直接感じ、把握して、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整に活かしていきます。

次の取組みについて積極的に推進していきます。

ア あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進

男女共同参画についての市民の意識がより浸透し、一人ひとりの行動につながるようライフステージに応じた取組みを実施します。特に、男女共同参画社会の形成が男性にとっても生きやすい社会となることへの理解を深めることや、男性の家事・育児への参画を促進するため、男性自身の意識啓発を目的とした講座や、これから社会を担っていく若年層が共感できる取組みを進めます。

同時に、男性の家庭や地域への参画を推進するため、働きやすい職場づくりを目的とした講演会など、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発を進めます。

イ 地域支援の充実

地域における男女共同参画の取組みを支援するため、公民館、校区の自治協議会や男女共同参画協議会等に対する情報提供を行います。また、地域における男女共同参画について、基礎が学べる講座の配信や女性リーダー育成を目指す講座の実施、「男女共同参画推進サポーター」等の研修講師の派遣など、区の男女共同参画担当部署とも連携しながら、支援を充実します。

ウ 市民グループの育成・支援

市民の幅広い男女共同参画への認識を深めるため、男女共同参画のまちづくりや男性の家事・育児への参画促進、女性の活躍推進など、さまざまな分野で男女共同参画の推進に資する活動を行っている市民グループの専門性を活かし、男女共同参画の推進につながる活動に対して、経済的支援、広報への協力などを行います。

また、市民グループ相互のネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供に努めます。

エ 相談機能の充実

夫婦、家族、職場の人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困などの生活上の悩みなど、幅広い相談に応じるために、相談員の専門性を向上し、相談機能の充実・強化を図るとともに、「アミカスDV相談ダイヤル」、「男性のための相談ホットライン」などを活用しながら、配偶者暴力相談支援センターや、区保健福祉センター等との連携を強化します。

オ 広報・啓発

男女共同参画に関する広報、啓発のため、広報紙やホームページなどにより男女共同参画に関する情報をタイムリーかつ分かりやすく提供します。

また、アミカス館内に、男女共同参画に関する基礎知識、情報を効果的に掲示し、アミカスに来館した市民が男女共同参画について学べる環境づくりに努めます。

カ 女性のチャレンジ支援の充実

働く女性を対象に、キャリア形成支援セミナーを実施するとともに、女性が出産・育児、介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、女性の再就職や起業支援に取り組みます。



福岡市男女共同参画推進センター
Fukuoka City Gender Equality Promotion Center

アミカス

愛称の「アミカス」はラテン語で「仲間・友達」を意味する言葉からとったもので、一般公募により名づけられました。

② 地域の男女共同参画推進における区役所の役割

区役所は、身近な地域の総合行政機関として市民生活に欠かせない様々なサービスを提供するとともに、地域の特性や課題を踏まえたまちづくりの拠点としての役割を果たしています。区及び校区における男女共同参画を推進するうえでも、地域に密着した支援の窓口として次のような役割を果たします。

ア 校区における主体的な男女共同参画活動への支援

全市的な男女共同参画推進の動きと区の特性や現状を踏まえながら、校区の取組み状況を把握し、先進的取組みや課題解決の事例に関する情報を、様々な機会を捉えて各校区が共有できるよう努めます。

イ 男女共同参画の視点に立った地域自治への支援

また、関係部署が連携して、男女共同参画推進活動が校区全体の取組みとして主体的に行われ、意思決定過程に男女が共に参画し、男女共同参画の視点に立った地域の自治が行われるよう支援します。

(3) 多様な主体との連携・共働

① NPO、事業者等との連携・共働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民や事業者の主体的な取組みが不可欠です。複雑化、多様化、複合化する市民のニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民グループ、NPO、企業、マスメディア等との連携・共働を進め、地域に根ざした身近な情報発信を行うとともに、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウなどを活かした取組みを進めます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や、あらゆる人が共感できる男女共同参画を進めるには、特に企業への働きかけが必要であり、商工会議所をはじめとする業界団体や、先進的な取組みを実施している企業との連携に努めます。

② 自治協議会等との連携・共働

男女共同参画を推進する活動が市民的広がりを持つためには、地域におけるまちづくりのパートナーである自治協議会との連携・共働が重要です。

地域での男女共同参画推進活動は、現在、校区男女共同参画協議会等が自治協議会の一員として活動し、「男女共同参画に関する事業」は自治協議会が行う「まちづくり基本事業」に位置づけられています。

男女共同参画が地域に広く浸透し、校区が男女共同参画の視点に立って運営されるためには、男女共同参画推進活動や男女共同参画意識が、男女共同参画協議会等の活動にとどまらず、自治協議会全体の取組みにまで広がっていくことが望まれます。

自治協議会等と市が目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域における男女共同参画を推進していきけるよう、さらに連携を深めていきます。

③ 国・県等との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策の実施責任を規定しています。このため、国や福岡県の動向を的確に把握し、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させていきます。

また、福岡県と北九州市、久留米市、福岡市の男女共同参画推進センター間で情報共有に努めるとともに、他の政令指定都市とも大都市に共通の課題などについて情報交換に努め、基本計画を効果的に推進します。

A decorative border made of interlocking puzzle pieces in two shades of teal, surrounding a white central area.

第2部 計画各論

あらゆる年代・性別で 男女共同参画意識が浸透した社会



目指す姿

あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、異なる考えや生き方をも互いに尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します

施策の方向 1

男女平等教育の推進

- 次代を担う子ども達が性別に捉われず、個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等教育を推進します。
- 学校教育、幼児教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修を推進します。
- 大学生等を対象とした、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるための啓発を行います。

1 学校教育における男女平等教育の推進

- 小・中学生向け男女平等教育副読本を作成・配布するとともに、活用促進に努めます。

取 組 み	担当局
○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用	市民局 教育委員会

- 性別に捉われないキャリア形成ができるよう、中学生を対象とした出前型セミナーを実施します。

取 組 み	担当局
○中学生向け出前セミナー	市民局

- 男女平等の理念に立って教育課程を編成し、教科などの特質や児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を行います。
- 家庭生活における活動について、性別にかかわらず家族の一員として役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性を認識し、生活に必要な知識・技能を習得させるため、家庭科教育の充実を図ります。

取 組 み	担当局
○男女平等の理念に立った教育課程の編成 ○職場体験学習 ○家庭科教育の充実 ○育児の体験学習等 ○学校生活全体にわたっての見直し ○アントレプレナーシップ教育	教育委員会

- 大学生等を対象に、男女共同参画や性別に捉われない将来設計、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるための啓発を行います。

取 組 み	担当局
○学生向け啓発事業	市民局

2 教育に携わる者への研修の充実

- 市立学校の教職員を対象に、学校教育における男女平等教育の推進について理解を深める研修を実施します。

取 組 み	担当局
○男女平等教育研修会	教育委員会/市民局
○新任教頭研修	教育委員会

- 公民館長・主事及び保育所職員等を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。

取 組 み	担当局
○公民館長・公民館主事研修	市民局
○保育所職員等研修	こども未来局

- アミカスは、市の男女共同参画を推進する拠点として、市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能を強化します。
- 区役所や公民館等において、地域における取組みや、全市的に広がりのある啓発、学習機会の提供、情報発信を進めます。

3 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実

- アミカスにおいて、市民グループや地域とも連携を図りながら、様々な講座・講演会を実施し、広く市民が共感できるように意識啓発及び学習機会の充実を図ります。
- 男女の固定的な役割分担意識から生じる様々な相談に応じるために相談機能の充実・強化を図ります。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画基礎講座 ○アミカスフェスタ ○市民グループ活動支援事業 ○アミカス地域支援事業 ○アミカス相談室における相談 	市民局

4 区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進

- 区役所において各校区の男女共同参画の取組み状況を把握し、校区の実情に応じた男女共同参画を推進する活動が展開されるよう支援します。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援 ○男女共同参画社会づくり講座 ○市民センターにおける男女共同参画講座・講演会 	区役所

- 区役所や人権啓発センターなどにおいて、男女共同参画の推進に関する講座などを実施します。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重週間「人権を尊重する市民の集い」 ○人権総合講座(ココロセミナー) 	市民局

5 公民館における取組みの推進

- 公民館において男女共同参画の推進に関する講座を実施するとともに、市民に学習の場を提供するなど、地域における男女共同参画の取組みを支援します。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○公民館における男女共同参画学習講座 	市民局

6 男女共同参画に関する調査・研究

- 市民の男女共同参画に関する意識調査を定期的に行うとともに、企業における女性社員の登用や就業環境などの調査を実施し、施策に生かしていきます。

取 組 み	担当局
○男女共同参画社会に関する市民意識調査 ○市内事業所における労働実態調査	市民局

7 男女共同参画に関する広報と情報提供

- 男女共同参画に関する関係法令、条例及び第5次基本計画の周知に努めます。
- 市やアミカス、人権啓発センターの広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用して、男女共同参画について、市民が共感できる広報に努めます。
- アミカスや人権啓発センターにおいて、男女共同参画の推進に関する図書、ビデオ、DVD、資料の閲覧・貸出を行います。

取 組 み	担当局
○出前講座 ○市政だよりによる広報 ○市のホームページ・SNSでの情報提供 ○情報提供事業 ○広報啓発紙の発行 ○アミカス図書室による情報の提供 ○ココロンセンターだより ○人権啓発用音源「こころのオルゴール」 ○福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」での情報提供	市民局

- 男女共同参画の視点に立った広報発信を進めるため、行政広報物を作成する留意点をまとめた「表現のガイドライン」の周知に努めます。

取 組 み	担当局
○行政広報物における表現のガイドラインの周知	市民局

- 男女共同参画を含むユニバーサルデザインの考え方や取組みの普及・啓発を図ります。

取 組 み	担当局
○「わかりやすい広報物作成の手引き」の周知	市長室
○ユニバーサル都市・福岡の推進	総務企画局

8 市民団体、NPO等との連携・共働

- 男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象に、アミカスや人権啓発センターで市民による講座・講演会の企画を公募し、市民団体等の活動を支援するとともに、情報交換や活動発表を行う場の提供を通して、団体間の交流とネットワークづくりを支援します。
- NPO等の知見を活かし、効果的に事業を実施します。

取 組 み	担当局
○市民グループ活動支援事業(再掲) ○人権啓発センター利用登録団体との共働事業 ○女性のためのつながりサポート事業	市民局

- 男女共同参画の視点を持って地域の様々な活動が展開されるよう、地域の主体的な取組みの支援、「みんなで参画ウィーク」を活用した広報・啓発や、男女共同参画協議会等の活動支援に取り組みます。

9 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援

- 男女共同参画が地域に浸透し、地域が主体的に男女共同参画の推進に取り組めるよう、所管局、区が連携し支援します。
- 男女共同参画の推進に向けて地域や諸団体が行っている取組みを支援し、先進的取組みや課題解決の事例に関する情報を、様々な機会を捉えて各校区に情報提供します。
- 地域で活動する人を対象とした講座の実施や、市民研修講師である「男女共同参画推進サポーター」などの派遣を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○男女協サミット(共催:七区男女共同参画協議会) ○出前講座(再掲) ○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 ○アミカス地域支援事業(再掲) ○七区男女共同参画協議会活動支援 ○七区男女共同参画協議会による校区における男女共同参画をテーマとした取組みの実施状況調査 ○男女共同参画推進担当者研修 ○公民館長・公民館主事研修(再掲) 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援(再掲) ○区男女共同参画連絡会の活動支援(再掲) 	区役所

10 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透

- 男女共同参画推進活動が自治協議会など自治組織を含めた校区全体に広がるよう、「みんなで参画ウィーク」のさらなる浸透を図り、地域と共働で取組みを進めます。
- 「男女共同参画推進サポーター」の派遣事業や出前講座の活用促進、公民館における男女共同参画学習講座の充実などにより、広く市民への男女共同参画意識の浸透を図ります。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知(再掲) ○アミカス地域支援事業(再掲) ○出前講座(再掲) ○公民館長・公民館主事研修(再掲) ○公民館における男女共同参画講座(再掲) ○共創自治協議会事業 	市民局

- 男女共同参画の視点に立った地域防災を推進するとともに、防災をテーマとして、男女共同参画や多様性の必要性についての理解を深める取組みを進めます。

11 男女共同参画の視点に立った防災事業

- 防災分野における男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を促す取組みを進めます。
- 避難所用の備蓄や災害時の避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組むとともに、地域への働きかけを行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の視点を活かした防災事業 ○ 出前講座 ○ 博多あん(安全)・あん(安心)塾 ○ アミカス地域支援事業(再掲) ○ 避難所運営ワークショップ 	市民局

- 男女平等に関する国際的な動向や、諸外国の女性の状況などについて、市民理解を深めるため、情報提供や学習機会の提供に努めます。

12 男女平等に関する国際理解の推進

- 男女共同参画にかかる諸外国の状況について、情報の収集・提供や学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。

取 組 み	担当局
○男女共同参画に関する国際的な動向や諸外国の情報の収集及び提供 ○男女共同参画講座(諸外国の状況をテーマとするもの)	市民局

- 日本人と外国人の相互理解を深めるため、地域と在住外国人との交流などの活動を支援します。

取 組 み	担当局
○地域における外国人住民との交流支援事業	総務企画局

- 思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点にも配慮しながら、発達段階に応じた教育を実施し、意識啓発を進めます。
- 市民や企業に対し、母性の保護の重要性について広く啓発を行うとともに、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など、出産前から出産後まで一貫した保健サービスの充実を図ります。
- 人生100年時代の到来を見据え、ライフステージに応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実や、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

13 青少年に対する支援、意識啓発

- 思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが発達段階に応じた正しい保健や性に関する知識を持てるよう、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に及ぼす影響や親の役割などに関する学習機会を提供します。

取 組 み	担当局
○思春期相談 ○思春期ひきこもり等相談事業 ○女の子専用相談電話 ○プレコンセプションケアに関する情報発信事業 ○プレコンセプションケアセンター	こども未来局
○薬物乱用防止啓発事業	保健医療局

- 若者が性感染症から自分の身体を守るための正しい知識の啓発や、性感染症の早期発見・早期治療のための検査を実施します。

取 組 み	担当局
○性感染症予防対策	保健医療局

- 性に関する教育について、性感染症や性暴力の防止、性の多様性を認める態度の育成など、包括的に取り組むことができるよう、教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施します。

取 組 み	担当局
○性教育の手引きに基づく指導 ○性に関する指導者研修会 ○情報モラル教育の推進	教育委員会

- 子ども・若者が早期から自らのライフプランについて考える機会を提供します。

取 組 み	担当局
○プレコンセプションケアに関する情報発信事業(再掲) ○ライフデザイン支援事業	こども未来局

14 母性の保護の重要性に関する認識の浸透

●市民や企業に対して、母性の保護の重要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。

取 組 み	担当局
○マタニティスクール ○働くママとパパのマタニティスクール	こども未来局
○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局

15 妊娠・出産に関する健康管理の支援

●母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行います。特に、妊娠期からの相談支援、育児不安が強い産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図ります。

取 組 み	担当局
○妊婦健康診査 ○妊産婦等相談・生活支援事業 ○産婦健康診査 ○産前・産後サポート事業 ○母子巡回健康相談 ○母親の心の健康支援事業	こども未来局
○妊産婦歯科健康診査	保健医療局

●子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

取 組 み	担当局
○不妊症検査費・治療費助成 ○プレコンセプションケアセンター(再掲) ○プレコンセプションケア推進事業	こども未来局

16 ライフステージに応じた心身の健康管理の支援

●人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、各種健康診査の受診を推進するとともに、健康づくりサポートセンターや区保健福祉センターにおいて、市民が自分に適した健康づくりを実践できるよう施策の充実を図ります。

取 組 み	担当局
○子宮頸がん検診、乳がん検診	保健医療局

●区保健福祉センター、精神保健福祉センターにおいて、心の健康に関する相談体制を充実し、ライフステージに応じたメンタルヘルスやストレス対策を含めた市民のこころの健康づくりに取り組みます。

取 組 み	担当局
○精神保健相談及びうつ病予防対策 ○心の健康づくり事業 ○依存症・ひきこもり等専門相談	保健医療局

- 性的マイノリティの当事者及びその家族等に対する支援を行うとともに、市民が性的志向や性自認に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。

17 性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援

- 性的マイノリティであることを理由として困難な状況に置かれている人々について、電話相談などによる支援を行うとともに、当事者や家族等の交流を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○パートナーシップ宣誓制度 ○LGBTQ電話相談 ○性的マイノリティ交流事業 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○性的マイノリティの方のメンタルヘルスに関する専門電話相談 	保健医療局

18 市民や企業等に対する教育・啓発

- 講演会等の実施や性的マイノリティに関するリーフレットの作成をするとともに、性的マイノリティの支援に取り組む企業等の応援をします。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○性的マイノリティに関する講演会等の開催 ○性的マイノリティに関する啓発リーフレットの作成・配布 ○ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度 	市民局



あらゆる暴力が根絶された社会

目指す姿

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、ジェンダーに基づく暴力が根絶された社会を目指します。

施策の方向 1

配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

【福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)】

- 配偶者等からの暴力を受けた被害者の相談窓口の周知を図ります。
- 被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組みます。
- 暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みを充実します。

19 相談体制の充実と連携体制の強化

- 被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや区保健福祉センター、アミカス等の機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。
- 被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。

取 組 み	担当局
○ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談 ○ アミカス相談室における相談(再掲) ○ 男性のための相談ホットラインによる相談 ○ 法的助言が必要な被害者に対する法律相談	市民局
○ 区保健福祉センターにおける相談	こども未来局 市民局
○ 区福祉の総合相談窓口における相談	福祉局
○ 区保健福祉センターにおける精神保健相談	保健医療局

- 相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。

取 組 み	担当局
○ 会議、研修等を通じた関係機関同士の情報交換 ○ 配偶者等からの暴力防止対策連絡会議	市民局

- 高齢者や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。

取 組 み	担当局
○ 地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか) ○ 障がい者虐待防止・基幹相談支援センター事業	福祉局

- 在住外国人の被害者に対し、通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。

取 組 み	担当局
○在住外国人相談者に対する通訳者派遣 ○相談窓口を案内する多言語対応(9か国語)リーフレットの配布	市民局

- 相談や支援にかかわる職員や地域住民に対して研修を行い、配偶者等からの暴力に対する理解を深めるとともに、二次被害(被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと)を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。

- 相談員や関係職員の専門性の向上を図り、より質の高い相談支援を目指します。

- 相談員のメンタルヘル스에配慮します。

取 組 み	担当局
○配偶者等からの暴力防止に関する研修講師派遣事業 ○相談員研修の充実 ○外部の専門研修への参加	市民局

- 被害者の情報保護に努めるとともに、各制度の適切な運用を行います。

取 組 み	担当局
○被害者の情報保護及び各制度の適切な運用	市民局

20 被害者の安全確保

- 被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。

取 組 み	担当局
○緊急時の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護	市民局

- 安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。

取 組 み	担当局
○区保健福祉センターにおける県や警察との連携対応	こども未来局 市民局

- 被害者の保護のため、相手方による住民基本台帳の閲覧及び交付等の制限により、厳重な情報管理を行います。

取 組 み	担当局
○DV及びストーカー行為等の被害者支援に係る住民基本台帳事務	市民局

- 民間シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。

取 組 み	担当局
○民間シェルターを運営する民間支援団体の活動支援	市民局

21 被害者の自立のための支援

- 被害者及び同伴の子どもが安心して生活できるよう、各種支援施策について情報提供や支援を行います。

取 組 み	担当局
○アミカスDV被害者支援のためのグループワーク ○法的助言が必要な被害者に対する法律相談(再掲)	市民局

- 一時保護解除後の被害者等が地域で自立し定着するための支援(アフターケア)を行います。

取 組 み	担当局
○DV被害者等自立生活援助事業	市民局

- DV被害者及び面前DVを受けた同伴の子どもに対し、心身の健康回復のためのケアを行います。

取 組 み	担当局
○DV被害者親子等ケア事業(カウンセリング)	市民局

- 児童福祉、母子父子寡婦福祉、就業、生活保護、市営住宅等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。

- 被害者やその家族、支援者などの関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。

取 組 み	担当局
○ひとり親家庭支援センター (就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業、養育費確保支援事業) ○母子生活支援施設における自立支援 ○ひとり親家庭自立支援給付金事業 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ○高等職業訓練促進資金貸付事業 ○児童手当 ○児童扶養手当 ○特別児童扶養手当 ○一時預かり事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○子どもプラザ(地域子育て支援拠点事業) ○子どもショートステイ(子育て短期支援事業)	こども未来局
○生活保護制度 ○生活困窮者自立支援制度 ○無料低額診療事業	福祉局
○市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用 ○セーフティネット住宅入居支援事業 ○子育て世帯の住替えに係る助成	住宅都市みどり局
○就学援助制度	教育委員会

22 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

- 配偶者等からの暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。
- 被害者の早期発見、早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。
- 国、自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策などについて、調査、情報収集を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者等からの暴力防止に関する講座・講演会 ○ 市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発 ○ 相談窓口情報を掲載したカード・リーフレットの作成、配布 	市民局

- 配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた教育に取り組めます。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生へのデートDVに関する教育 ○ 若年層に向けたデートDVに関する啓発 	市民局 教育委員会

23 DV対応と児童虐待対応の一体的支援

- 配偶者からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。
- 配偶者やパートナー間の暴力等を児童が目撃する「面前DV」は児童への心理的虐待であることを踏まえ、DV被害者親子等に対して心理的ケアを図ります。
- 子どもに対する支援にあたって、要保護児童支援地域協議会の構成機関である配偶者暴力相談支援センターが、関係機関との連携を図ります。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者暴力相談支援センターで把握した児童虐待情報の通告・情報提供 ○ DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修 ○ DV被害者親子等ケア事業(カウンセリング)(再掲) ○ 相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童支援地域協議会による連携 	こども未来局

- 職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。
- 相談や支援に関わる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。
- 性犯罪被害を防止するための広報・啓発、性犯罪被害者を支援するための相談窓口の周知に努めます。

24 相談の充実

- セクシュアル・ハラスメントに関する相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図るとともに、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。

取 組 み	担当局
○アミカス相談室における相談(再掲) ○人権啓発相談室	市民局
○教育実習生に対するセクハラ相談窓口	教育委員会

25 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援

- 防犯出前講座の実施などにより、性犯罪を未然に防止するための広報・啓発を行います。
- 相談窓口の周知に努めます。
- 福岡市及び福岡県、北九州市が共同で運営している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」により、犯罪被害者の支援に取り組みます。
- 「子ども性暴力防止法」に基づき、教育、保育等を提供する場において、性被害の防止等に取り組みます。

取 組 み	担当局
○防犯に関する出前講座 ○性暴力被害者支援センター・ふくおか	市民局
○保育所職員等研修 ○性被害防止対策に係る福岡市保育所等の設備導入支援事業	子ども未来局
○性暴力対策に関する学習	教育委員会

26 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発

- セクシュアル・ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や市民に対して啓発を進めるとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行います。

取 組 み	担当局
○「働くあなたのガイドブック」の発行(再掲)	経済観光文化局

27 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止

●市職員への研修の充実及び相談窓口の周知を図ります。

取 組 み	担当局
○ハラスメント防止研修	総務企画局
○相談窓口	各任命権者 (総務企画局)
○職員研修講師派遣	市民局

28 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

●学校現場における教職員間、教師と児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修や相談体制の充実を図ります。

取 組 み	担当局
○セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	教育委員会



女性が安心して暮らせる社会 【福岡市女性支援基本計画】

目指す姿

様々な問題を抱え、女性であることに起因して困難な立場に置かれている女性が、多様な支援を包括的に受けることができるとともに、人権尊重及び男女平等が実現し、女性が安心して、かつ、自立して暮らすことができる社会を目指します。

施策の方向 1

安心して相談できる体制の充実

- 多様な悩みや複合的な困難を抱えた女性が安心して相談できる体制づくりを進めます。
- 性暴力の被害者、在住外国人、高齢者や障がいのある人など、相談者の状況に配慮した対応を行います。
- 困難を抱える女性が、できる限り早期に相談につながり、必要な支援を受けることができるよう、様々な機会をとらえた相談窓口の周知を図ります。
- 支援を必要とする対象者の早期把握に努め、被害者に寄り添った支援を行います。

29 相談体制の充実

- 多様な悩みや複合的な困難を抱えている女性の相談を受け止め、解決の道筋を自己決定・自己選択できるよう支援します。
- 様々な相談機関が連携し、多様化・複合化・複雑化する相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。
- DV、ストーカー被害など、法的支援が必要な場合に弁護士による法律相談を実施します。
- 継続した切れ目のない柔軟な支援体制の構築に向け、女性相談支援員の適切な人員配置について検討を進めます。

取 組 み	担当局
○女性相談支援員による相談	市民局 こども未来局
○つながりサポート相談室 ○アミカス相談室における相談(再掲) ○暴力被害女性を対象とした法律相談 ○法律相談 ○市民相談室 ○人権啓発相談室(再掲) ○消費生活相談	市民局 市長室
○産前・産後母子支援センター「こももティエ」 ○ひとり親家庭支援センター ○困難な状況にある若者の相談支援 ○こども総合相談センター(えがお館)における相談	こども未来局
○区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談	保健医療局

取 組 み	担当局
○区福祉の総合相談窓口における相談(再掲) ○福岡市生活自立支援センターにおける相談 ○働く人の介護サポートセンター事業 ○民生委員・児童委員による支援	福祉局
○福岡市就労相談窓口事業	経済観光文化局

●在住外国人に対しては、言語や文化の違いを考慮して相談対応にあたります。

●在住外国人が窓口等で意思疎通を図り、十分な情報を得られるよう、電話通訳等の活用を図ります。

取 組 み	担当局
○福岡市外国人総合相談支援センター ○区役所・相談窓口における電話通訳等の一括導入	総務企画局

●性暴力の被害者に対しては、その被害の特質や影響などを十分踏まえ、総合的支援を行う専門機関と協力して対応します。

取 組 み	担当局
○性暴力被害者支援センター・ふくおか(再掲)	市民局

●高齢者や障がいのある相談者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。

取 組 み	担当局
○地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)(再掲) ○障がい者虐待防止・基幹相談支援センター事業(再掲)	福祉局

●性的マイノリティの当事者のプライバシーに配慮して相談対応を行います。

取 組 み	担当局
○LGBTQ電話相談(再掲)	市民局

30 支援対象者の早期把握

●相談者の状況に応じ、訪問相談等のアウトリーチを実施します。

●できる限り早期に相談につながるよう、相談窓口や施策についての情報発信強化に取り組みます。

●生きづらさを抱えた若年女性など、公的支援につながりにくい対象者に向けた効果的な支援を、関係機関と連携して検討します。

取 組 み	担当局
○困難女性支援調整会議 ○つながりサポート相談室(再掲) ○女性支援に関する情報発信の強化	市民局

- 相談者の状況に応じ、適切に安全が確保できるよう、関係機関と連携し対応します。
- 支援対象者に同伴児童がいる場合は、同伴児童本人の状況や意見をよく聞き取り、必要に応じて関係機関とも連携し、子ども一人ひとりの最善の利益を図ります。

31 一時保護者の状況に応じた支援

- 高齢、障がいなど相談者の状況に応じ、他施策の関係機関と連携して適切な一時保護を行います。
- 安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。
- 被害者の保護のため、相手方による住民基本台帳の閲覧及び交付等の制限により、厳重な情報管理を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○相談者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護 ○DV被害者等自立生活援助事業(再掲) ○DV及びストーカー行為等の被害者支援に係る住民基本台帳事務(再掲) ○性暴力被害者支援センター・ふくおか(再掲) 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談支援員による県や警察との連携対応 	市民局 こども未来局

32 同伴児童への支援

- 児童相談所や区子育て支援課、教育機関と連携し、同伴児童の心的外傷へのケアを実施するなど、子どもの権利を尊重し、意見表明を支援します。
- 保護者である女性が同伴児童の養育を十分に行えない場合は、保育やショートステイ等の適切な支援につなげます。
- 避難後の同伴児童の通園・通学に関して、保育所や学校、教育委員会等と速やかに連絡調整を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者親子等ケア事業(カウンセリング)(再掲) 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもショートステイ(子育て短期支援事業)(再掲) 	こども未来局

- 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を尊重し、最適な支援を行います。
- 地域社会において安定的に生活していけるよう、生活再建を支える各種サービスの支援につなげます。
- 被害からの心身の健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、中長期的に寄り添い続ける切れ目のない支援を行います。

33 自立のための支援

- 本人の希望や意思を最大限尊重し、関係機関と緊密に連携しながら各種福祉サービス等の利用にかかる総合調整を行います。
- 悩みや情報などを共有できるよう、居場所づくりを行います。
- 地域で定着し自立して暮らしていけるよう、経済的自立、住まいの確保などの生活再建に向けた継続的支援を行います。

取 組 み	担当局
○DV被害者等自立生活援助事業(再掲) ○性的マイノリティ交流事業(再掲)	市民局
○児童手当(再掲) ○産後ケア事業 ○産前・産後母子支援センター「こももティエ」(再掲)	こども未来局
○生活保護制度(再掲) ○無料低額診療事業(再掲) ○生活困窮者自立支援制度(再掲) ○成年後見制度利用支援事業(高齢者) ○成年後見利用支援事業(障がい者)	福祉局
○子育て世帯の住替えに係る助成(再掲) ○高齢者世帯の住替えに係る助成 ○セーフティネット住宅入居支援事業(再掲) ○住まいサポートふくおか ○市営住宅における優遇措置	住宅都市みどり局
○就学援助制度(再掲) ○放課後児童クラブ事業	教育委員会

- 在住外国人が地域コミュニティの一員として生活できるよう、日本語習得の支援や多言語による情報提供等を実施します。

取 組 み	担当局
○日本語習得の支援、情報提供 ○区役所での転入手続き時における外国人向けの生活ガイダンス	総務企画局
○多言語による母子健康手帳 ○多言語による乳幼児健診票	こども未来局

●ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、生活支援や就業支援など包括的な支援を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○ひとり親家庭就業支援事業 ○就業支援講習会(再掲) ○ひとり親家庭自立支援給付金事業(再掲) ○高等職業訓練促進資金貸付事業(再掲) ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲) ○児童扶養手当(再掲) ○母子生活支援施設における自立支援(再掲) 	<p style="text-align: center;">こども未来局</p>

34 心理的ケアの充実

●被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻す支援を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○DV被害者親子等ケア事業(カウンセリング)(再掲) ○アミカスDV被害者支援のためのグループワーク(再掲) ○性暴力被害者支援センター・ふくおか(再掲) 	<p style="text-align: center;">市民局</p>

- 多岐にわたる複雑・多様化した課題の解決に向け、多機関が連携・協働し、適切な支援が早期から切れ目なく実施されるよう努めます。
- 関係機関及び民間団体による支援活動の特長を生かし、対等な立場で連携・協働することにより、より良い女性支援を目指します。

35 関係機関との連携・協働

- 困難を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、関係部署や多機関協働の会議を開催し、情報交換や支援内容について協議を行います。
- 福祉、保健医療、子育て、住まい、教育、その他多岐にわたる分野との連携を進めます。
- 連携にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意し、守秘義務を遵守します。

取 組 み	担当局
<input type="checkbox"/> 困難女性支援調整会議(再掲) <input type="checkbox"/> 国・県等が主催する会議への参加 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等支援連絡会議 <input type="checkbox"/> 消費生活サポーター事業	市民局
<input type="checkbox"/> 若者支援地域協議会 <input type="checkbox"/> 要保護児童支援地域協議会(再掲)	こども未来局
<input type="checkbox"/> 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会	福祉局
<input type="checkbox"/> 自殺対策推進幹事会	保健医療局

36 民間団体との連携・協働

- 対等な関係性の下、女性本人を中心とした連携・協働を図ります。
- 困難女性支援調整会議を活用し、行政と民間それぞれの良さや強みを生かした相互連携を図ります。
- 民間団体が展開する様々な支援策を把握し、新たな支援の取組みについて検討を進めます。
- 市民団体と連携し、市民向けの講演会や啓発イベントの開催を支援します。

取 組 み	担当局
<input type="checkbox"/> 困難女性支援調整会議(再掲) <input type="checkbox"/> 市民グループ活動支援事業(再掲)	市民局

- 困難を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な支援を行うことができる人材の育成に努めます。
- 女性支援に関係する部局や民間団体職員等に対し、女性支援に関する理解の促進と資質の向上に努めます。
- 様々な機会を活用し、女性の人権を尊重する意識の醸成に努めます。

37 人材育成・研修

- 困難を抱える女性への支援に関する研修を実施し、女性支援に携わる機関や団体職員等の専門的知識の習得及び相談援助技術の向上を図ります。
- 女性支援において重要な役割を担う女性相談支援員が必要な能力や知識を体系的・網羅的に習得できるよう、研修の体系化及び受講管理に取り組みます。
- 二次被害(被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと)を防止するため、行政職員や支援者を対象にした研修を実施します。
- 適正な情報管理についての周知と理解を徹底します。
- 女性相談支援員の処遇改善に向けた検討を進めます。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性支援関係機関・団体の専門性強化のための取組み ○ 配偶者等からの暴力防止に関する研修講師派遣事業(再掲) ○ 外部の専門研修への参加(再掲) ○ 相談員スーパービジョン研修 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員、主任児童委員における研修 	こども未来局 福祉局

38 女性の人権の尊重を図るための教育・啓発

- 女性が困難を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知を行います。
- 講演会や啓発イベントを開催し、市民の意識の醸成を図ります。
- 子どもに対し、発達段階を踏まえた男女平等教育、人権教育、性教育を実施します
- 幅広い対象に情報が届くよう、多様な言語やツールを活用した効果的な広報啓発を推進します。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○女性支援推進にかかる広報啓発 ○市民向け講演会 ○アミカスフェスタ(再掲) ○女性のための支援講座 ○消費者教育出前講座 ○性的マイノリティに関する講演会等の開催(再掲) ○人権尊重週間「福岡市人権を尊重する市民の集い」(再掲) ○人権総合講座(ココロンセミナー)(再掲) ○ハートフルフェスタ福岡 ○若年層に向けたデートDV等に関する教育啓発 ○防犯に関する出前講座(再掲) ○消費生活情報の広報啓発 ○性的マイノリティに関する啓発リーフレットの作成・配布(再掲) ○人権啓発用音源「こころのオルゴール」(再掲) 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用(再掲) 	市民局 教育委員会



仕事と生活の調和が実現した社会 [福岡市働く女性の活躍推進計画(第3次)]

目指す姿

従来の働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児・介護、地域活動などにおいて、性別にかかわらず積極的に役割を果たし、責任と充実感を分かち合いながら、共に暮らしやすい社会を目指します。

施策の方向 1

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

- 性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、企業における長時間労働の見直しや多様な柔軟な働き方の普及を促進するために、啓発や支援を進めるとともに、DX推進などに取り組みます。
- 男性が家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、啓発や支援に取り組みます。

39 企業に対する多様な柔軟な働き方の取組み支援

- 先進取組み事例の紹介や取組むメリットの提案等により啓発を行い、長時間労働の改善や多様な柔軟な働き方の普及を図ります。
- DX推進による業務効率化への取組みなど、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた企業の取組みを支援します。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト推進事業 ○社会貢献優良企業優遇制度(次世代育成・男女共同参画支援事業) ○企業向け講演会、セミナー ○共働き・共育ての推進 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業 ○デジタル活用支援事業 	経済観光文化局

- 毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間”とし、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組みます。

取 組 み	担当局
○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局

40 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供

●育児・介護休業法や労働基準法など関係制度について、広報・啓発、情報提供に努めます。

取 組 み	担当局
○市ホームページ等での情報提供	市民局
○働く人の介護サポートセンター事業(再掲)	福祉局
○「働くあなたのガイドブック」の発行(再掲)	経済観光文化局

41 市役所における意識啓発

●全ての職員がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、「福岡市特定事業主行動計画」に基づく、職業生活と家庭生活の両立支援策を推進するとともに、研修などを通じた意識啓発に取り組みます。

取 組 み	担当局
○ワーク・ライフ・バランスに関する研修 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく職業生活と家庭生活の両立支援策の推進	総務企画局

42 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進

●男性の家事・育児・介護などへの参画を促進するため、結婚、出産などの機会を捉え、男性にも共感できる意識啓発に取り組みます。

取 組 み	担当局
○共働き・共育ての推進	市民局
○働くママとパパのマタニティスクール ○「これからパパとママになるあなたに」リーフレットを母子健康手帳交付時配付	こども未来局

●アマカスや地域など、様々な場における男性自身の意識啓発を目的とした講座や情報の提供など、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する取組みを進めます。

取 組 み	担当局
○共働き・共育ての推進(再掲) ○共創自治協議会事業(再掲) ○公民館における男女共同参画学習講座(主に男性を対象とするもの)	市民局
○校区における男女共同参画推進活動への支援(再掲) ○区男女共同参画連絡会の活動支援(再掲)	区役所
○市民や企業と共働した子育て支援(再掲)	こども未来局

43 相談の充実

●男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談の充実を図ります。

取 組 み	担当局
○男性のための相談ホットラインによる相談(再掲)	市民局

- 保育サービスや地域における子育て支援、介護支援を充実させ、誰もが安心して仕事と育児や介護を両立できる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりを進めます。

44 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実

- 保育需要に的確に対応するため、多様な手法により保育の提供体制を確保します。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○保育所等整備 ○企業主導型保育促進事業 ○幼稚園3歳未満児受入れ促進事業 	こども未来局

- 共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○延長保育、休日・夜間保育 ○病児・病後児デイケア事業 ○一時預かり事業 ○「福岡市型」こども誰でも通園制度 ○子どもショートステイ(子育て短期支援事業)(再掲) ○特別支援保育事業(さぼーと保育) 	こども未来局
<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブ事業(再掲) 	教育委員会

- ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や相談・支援を行います。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援コンシェルジュ 	こども未来局

45 子育て支援の充実

- 身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○公民館における主催事業の実施 (乳幼児ふれあい教室、子育てサポーター養成講座) 	市民局
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもプラザ ○ファミリー・サポート・センター事業 ○地域子育て交流支援事業 ○地域子ども育成事業 ○区子育て支援推進事業 	こども未来局

●社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及に取り組みます。

取 組 み	担当局
○市民や企業と共働した子育て支援(再掲)	こども未来局

●乳幼児を持つ利用者が安心して学習できる機会の提供に努めます。

取 組 み	担当局
○アミカスにおける託児の実施	市民局

●各区こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能による妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施します。

●児童家庭支援センターの増設を検討するなど専門的な通所相談機能の充実に取り組みます。

●こども総合相談センターにおいて、子どもに関する様々な問題に対して、子どもや保護者などを対象に、保健、福祉、教育の分野からの相談・支援に取り組みます。

取 組 み	担当局
○区こども家庭センター	こども未来局
○児童家庭支援センター	
○こども総合相談センター	

●妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させ、児童虐待の未然防止に取り組むとともに、虐待を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などにより児童虐待の再発防止に取り組みます。

取 組 み	担当局
○児童虐待防止等強化 ○妊産婦等相談・生活支援事業 ○子どもショートステイ(子育て短期支援事業)(再掲)	こども未来局

●関係機関の連携により、支援を要する児童への支援や、虐待防止に向けた広報、啓発活動などに取り組みます。

取 組 み	担当局
○要保護児童支援地域協議会による支援(再掲) ○子ども虐待防止活動推進委員会による活動	こども未来局

●妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者等が安心・安全に外出することができるまちづくりを推進します。

取 組 み	担当局
○バリアフリーのまちづくり推進	福祉局
○公共交通バリアフリー化促進事業	住宅都市みどり局

●住宅困窮度の高い子育て世帯が市営住宅に入居しやすくするための取組みを行います。

取 組 み	担当局
○市営住宅における子育て世帯優遇措置	住宅都市みどり局

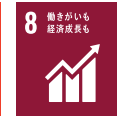
46 介護支援の充実

●高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられるよう、地域における身近な相談機能の充実に努めるとともに、介護予防を推進し、自宅での自立支援や介護者の負担軽減を図ります。

取 組 み	担当局
○介護保険事業 ○地域支援事業及び要援護高齢者の在宅支援サービス ○地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)(再掲) ○ふれあいネットワーク事業 ○ふれあいサロン	福祉局

●働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう、相談・支援を行います。

取 組 み	担当局
○働く人の介護サポートセンター事業(再掲)	福祉局



性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会 [福岡市働く女性の活躍推進計画(第3次)]

目指す姿

性別にかかわらず教育、昇進等の機会と待遇が均等に確保されるなど、誰もがそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がつけられ、その能力を発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会を目指します。

施策の方向 1

働く場における女性活躍推進の支援

- 性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮できる社会となるよう、企業のさらなる取組みを支援するとともに、健康課題等と仕事の両立支援や、女性のキャリアアップ支援などを行います。
- 女性がキャリアパスを描いて働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、支援を行います。

47 企業に対する女性活躍推進の取組み支援

- 性別にかかわらず誰もが活躍できる社会に向けて、企業のさらなる取組み支援や、健康課題等と仕事の両立支援を行います。
- 企業の取組みの見える化や女性活躍推進の先進取組み事例の紹介等による啓発、多様で柔軟な働き方の普及など、誰もが活躍できる環境を整えます。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、誰もが持つ無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による悪影響が生じないよう、意識改革と理解の促進に取り組みます。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト推進事業(再掲) ○社会貢献優良企業優遇制度(次世代育成・男女共同参画支援事業)(再掲) ○企業向け講演会、セミナー(再掲) ○健康課題等と仕事の両立支援 ○女性活躍の課題解決に向けた取組みの支援 	市民局

48 働く女性のキャリアアップ支援

- 企業の女性を対象としたキャリアアップや能力向上に向けた講座・研修を実施します。

取 組 み	担当局
<ul style="list-style-type: none"> ○女性のキャリア形成支援セミナー 	市民局

49 働く女性への労働に関する広報と情報提供

- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働基準法等法制度の周知を含めた労働関係情報の提供を行います。

取 組 み	担当局
○市ホームページ等での情報提供	市民局
○「働くあなたのガイドブック」の発行(再掲)	経済観光文化局

50 相談の充実

- 働く女性が抱える様々な悩みに対する相談機能の充実を図ります。
- 働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう相談・支援を行います。

取 組 み	担当局
○アミカス相談室における相談(再掲)	市民局
○働く人の介護サポートセンター事業(再掲)	福祉局

51 農林水産業の分野における女性の参画促進

- 農業に従事する女性の活動を支援するとともに、新たな女性農業者の育成を支援します。

取 組 み	担当局
○女性農業者育成事業	農林水産局

- 働きたい女性がライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方ができるよう、関係機関と連携し、就業や再就職の支援を行うとともに、女性の起業を支援します。

52 就業意識の啓発と職業能力の向上

- 女性がライフイベントを経ても希望に応じた働き方が選択できるよう、就業意識の啓発を行います。
- パソコンや簿記等、各種資格取得や技能習得のための講座などを通じて、女性の就業や職業能力の向上を支援します。

取 組 み	担当局
○女性のキャリア形成支援セミナー(再掲) ○就業継続支援セミナー ○女性の就職支援セミナー ○資格・技能習得講座	市民局
○資格・技能習得講座	経済観光文化局

- ひとり親家庭に対し、資格取得に向けて給付金の支給を行うとともに、就業に結びつく技能取得の講座を行います。

取 組 み	担当局
○就業支援講習会(ひとり親家庭支援センター)(再掲) ○ひとり親家庭自立支援給付金事業(再掲)	こども未来局

53 女性の起業支援

- 起業を目指す女性を対象とした、起業及び事業経営に必要な知識・手法を学ぶセミナーや交流会などを実施します。

取 組 み	担当局
○女性の起業支援セミナー	市民局

- スタートアップの裾野を広げるための「敷居の低い」空間を提供するとともに、専門家による起業相談や起業創業に関するイベント・セミナーの開催など、創業から人材確保までのワンストップ支援を行います。

取 組 み	担当局
○スタートアップカフェの運営	経済観光文化局

- 女性起業家を対象とした、長期・低利・固定の「女性スタートアップ資金」による資金調達の支援を行います。

取 組 み	担当局
○福岡市商工金融資金制度「女性スタートアップ資金」による資金調達の支援	経済観光文化局

54 再就職の支援

●就職に関する情報提供や講座の開催など、国や県と連携して女性の再就職を支援します。

取 組 み	担当局
○女性の就職支援セミナー(再掲)	市民局
○ひとり親家庭就業支援事業(再掲) ○就業支援講習会(ひとり親家庭支援センター)(再掲)	こども未来局
○福岡市就労相談窓口事業(再掲)	経済観光文化局



あらゆる意思決定過程に 男女が共に参画する多様性に富んだ社会

目指す姿

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、地域課題の解決に取り組むことにより、多様な視点で様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。

施策の方向 1

市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 市の施策展開に多様なニーズを反映するため、市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

55 審議会等への女性の参画促進

- 審議会等委員の改選期の事前協議を実施し、審議会等の女性の参画率を公表します。

取 組 み	担当局
○ 審議会等への女性委員参画のための事前協議	市民局

56 市役所における男女共同参画の推進

- 「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、職員の意識改革やキャリア形成支援、男女ともに職業生活と家庭生活が両立できる働きやすい職場環境づくりを進めます。
- 柔軟な働き方の推進や、管理監督者をはじめとする職員の意識改革、男性職員の家事育児参画の促進などの取組みを推進します。
- 全職員向けeラーニングや研修企画課が実施する研修など、あらゆる研修の機会を捉えて、市職員の男女共同参画への理解を深め、市政の各場面で男女共同参画の視点を持って施策を展開するよう、啓発を進めます。

取 組 み	担当局
○ 「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進 ○ 市職員の男女共同参画に関する研修	総務企画局
○ 男女共同参画推進協議会・幹事会 ○ 人権啓発推進者研修 ○ 「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知と理解の徹底 ○ 職員研修講師派遣(再掲) ○ 男女共同参画推進担当者研修(再掲) ○ 市職員の男女共同参画に関する研修	市民局
○ 女性教職員の管理職登用の促進	教育委員会

57 政治分野における女性の参画促進

- 女性を対象に、政治への関心と理解を深める講座などを実施します。

取 組 み	担当局
○政治分野における女性の参画促進に関する講座	市民局

施策の方向 2

地域活動の方針決定過程への女性の参画促進

- 少子・高齢化や共働き世帯・単身世帯が増加するなか、地域活動に多様な視点が反映されるよう、地域の諸団体の長への女性の参画を促進します。

58 自治協議会等への女性役員の参画促進

- 自治協議会など地域の諸団体における方針決定過程への女性の参画状況を把握し、参画促進に向けて調査結果を周知するとともに、地域活動における男女共同参画の必要性についての理解を深める啓発を行います。

取 組 み	担当局
○地域における諸団体の長への女性の就任状況調査 ○みんなにやさしい防災研修	市民局

59 地域の女性リーダー育成と活動支援

- 地域活動における事業の企画・立案、男女共同参画に関する研修などの支援を行います。
- 地域活動に参画している女性を対象に、リーダーに求められる資質向上のための学習の機会を提供する事業を実施します。

取 組 み	担当局
○アミカス地域支援事業(再掲)	市民局

第3部

資料

- 1 福岡市男女共同参画基本計画（第5次）策定経過
- 2 市民参加の状況（市民意見募集及び地域からの意見募集）
- 3 福岡市男女共同参画審議会 委員名簿
- 4 福岡市男女共同参画を推進する条例
- 5 福岡市男女共同参画を推進する条例施行規則
- 6 男女共同参画社会基本法
- 7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 11 男女共同参画の推進に関する施策等に対する苦情の処理
- 12 用語解説
- 13 男女共同参画に関する国内外の主な動き

1 福岡市男女共同参画基本計画(第5次)策定経過

- 令和7年 2月 6日 第11期 第1回 審議会
 - 諮問
- 令和7年 5月 1日 第1回 福岡市男女共同参画推進協議会幹事会(書面開催)
 - 庁内における第5次基本計画(案)の検討
- 令和7年 6月 6日 第2回 審議会
 - 第5次基本計画原案について
- 令和7年 4月～7月 地域の意見募集
 - 男女共同参画協議会等からの意見募集
- 令和7年 7月30日 第3回 審議会
 - 第4次基本計画の評価
- 令和7年 8月 6日 第2回 福岡市男女共同参画推進協議会幹事会(書面開催)
 - 第5次基本計画原案について
- 令和7年 8月20日 福岡市男女共同参画推進協議会
 - 第5次基本計画原案について
- 令和7年10月 8日 第4回 審議会
 - 第5次基本計画原案(パブリック・コメント案)について
- 令和7年12月18日 「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に基づく議会(委員会)報告
- 令和7年12月23日 市民意見募集(パブリック・コメント)
募集期間:12月23日～1月19日
- 令和8年 2月13日 第5回 審議会
 - 原案に寄せられた市民意見及び意見に対する審議会の考え方について
 - 第5次基本計画答申案について
- 令和8年 2月26日 答申

2 市民参加の状況(市民意見募集及び地域からの意見募集)

○市民意見募集(パブリック・コメント手続)

- 1 実施機関 福岡市男女共同参画審議会
- 2 意見募集期間 令和7年12月23日～令和8年1月19日
- 3 意見の提出状況 (1) 意見提出数 8通
(2) 意見件数 77件
(3) 意見分類 下記のとおり

総 数	77
1 基本計画全般	2
2 計画総論	24
(1) 計画策定にあたって	12
(2) 第5次基本計画の基本的考え方	12
3 計画各論	51
(1) 基本目標1	21
(2) 基本目標2	DV防止基本計画該当分 3
(3) 基本目標2	DV防止基本計画を除く 1
(4) 基本目標3	3
(5) 基本目標4	6
(6) 基本目標5	4
(7) 基本目標6	13

○地域(男女共同参画協議会等)からの意見募集

- 1 実施機関 福岡市
- 2 意見募集期間 令和7年4～7月
- 3 意見の提出状況 37通

3 福岡市男女共同参画審議会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏 名	役 職 等	備 考
池 内 比呂子	株式会社テノ.ホールディングス 代表取締役社長	
笠 原 正 洋	中村学園大学教育学部教授	
勝 野 晃	福岡市PTA協議会副会長	
下 川 恭 子	連合福岡・福岡地域協議会代表	
高 山 健 司	一般社団法人WE-Next副代表	(部会長)
手 嶋 一 雄	株式会社福岡放送報道局長	
戸 高 輝 美	福岡市自治協議会7区会長会代表	
新 納 広 子	福岡労働局雇用環境・均等部長	
野 依 智 子	福岡女子大学国際文理学部 国際教養学科教授	会 長
浜 上 慎 也	弁護士	(委 員)
林 健 太	株式会社福岡銀行DE&I推進室 室長	
原 田 真 司	福岡市立中学校校長会代表 (箱崎清松中学校校長)	(委 員)
原 田 由 美	公募委員	(委 員)
松 尾 佳 子	社会福祉法人福岡県 母子福祉協会事務局長	(副部会長)
松 本 恭 子	福岡商工会議所専務理事	副会長
山 本 美和子	福岡市七区男女共同参画協議会会長	
米 田 史 裕	公募委員	

※()は苦情処理部会 ※令和8年2月26日答申日現在

4 福岡市男女共同参画を推進する条例

平成16年3月29日条例第5号

改正 平成17年3月31日条例第99号

目 次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限(第9条・第10条)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第11条—第25条)

第4章 施策に対する苦情の処理(第26条)

第5章 福岡市男女共同参画審議会(第27条—第32条)

第6章 雑則(第33条)

附則

日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我国では、国際的な連携のもと、法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた取組がなされてきた。

福岡市においても、こうした国際社会や国の動向を踏まえ、男女平等の促進や女性の社会参画の支援などを積極的に進めてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化、家族形態の多様化、地域社会の変化に対応し、本市が目指す自由かつ輝く自治都市・福岡を形成していくうえでも、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような認識のもと、男女共同参画の推進に関する基本理念を明らかにし、市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、市と市民が協力して取り組むため、この条例を制定する。

《第1章》 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、自治組織及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う者をいう。
- (4) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策、民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等における活動を行うことができるよう配慮されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協調のもとに行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、社会経済活動における影響力の大きさその他その役割の重大性にかんがみ、

事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の役割)

第7条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第8条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画についての適切な理解を深めるために果たすべき役割の重要性にかんがみ、教育を行うに当たっては、学校、家庭、地域等との連携を図りながら、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

《第2章》 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による差別的取扱いの禁止)

第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

(配偶者等への暴力等の禁止)

第10条 何人も、配偶者等に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によって相手の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手の対応を理由に不利益を与える行為をいう。以下同じ。)その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為を行ってはならない。

《第3章》 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(福岡市男女共同参画基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「福岡市男女共同参画基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 福岡市男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、福岡市男女共同参画基本計画を策定しようとするときは、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、福岡市男女共同参画基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、福岡市男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表)

第12条 市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第13条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(政策の立案及び決定の過程への男女共同参画)

第14条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 附属機関その他これに準じる合議制の機関の委員を委嘱し、又は任命する場合には、当該機関における男女の数の均衡を図るよう努めること。
- (2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保、勤務環境の整備等に努めること。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施のために、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(事業者への支援等)

第16条 市は、事業者に対し、男女共同参画の推進のための積極的な取組を促すため、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に当たって必要があると認める場合は、事業者に対し、その者の事業に係る男女共同参画の状況を報告することその他必要と認める協力を求めるものとする。

(自治組織への支援)

第17条 市は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程への男女共同参画の推進を図るため必要な支援その他男女共同参画の推進のための支援を行うものとする。

(市民及び団体への支援)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び団体に対し、当該活動について、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第19条 市は、男女が共に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(性及び妊娠、出産等に関する理解並びに健康の保持に対する支援)

第20条 市は、男女が対等な関係のもとに、性及び妊娠、出産等に関する事項について互いの理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

(暴力等の防止及び被害者等への支援)

第21条 市は、配偶者等からの暴力及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談への対応)

第22条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、市民等(市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学をする者をいう。以下同じ。)から相談があった場合は、関係機関との連携のもとに適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第23条 市は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報、啓発及び教育の充実に努めるものとする。

(国際的協調)

第24条 市は、アジア地域をはじめ海外諸地域の人々との情報交換その他男女共同参画の推進に関する国際的な相互協力を円滑に進めるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第25条 福岡市男女共同参画推進センター条例(昭和63年福岡市条例第8号)第1条の規定により設置された福岡市男女共同参画推進センターは、市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設とする。

(平成17条例99・一部改正)

《第4章》 施策に対する苦情の処理

(施策に対する苦情の処理)

第26条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の申出をした市民等に対し、当該申出に係る意見及び講じた措置の内容を通知しなければならない。

《第5章》 福岡市男女共同参画審議会

(設置)

第27条 市長の附属機関として福岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属せられた事務

(組織及び委員)

第29条 審議会は、市長が任命する委員20人以内をもって組織する。

- 2 市長は、委員の一部については、公募に基づいて任命するものとする。
- 3 委員のうち男女いずれか一方の委員の数は、審議会の委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第30条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第32条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。

- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

《第6章》 雑 則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4章及び第5章の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第99号により平成16年10月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第11条第1項の規定により策定された福岡市男女共同参画基本計画とみなす。

附 則(平成17年3月31日条例第99号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

5 福岡市男女共同参画を推進する条例施行規則

平成16年8月12日規則第100号

最終改正：平成29年3月30日規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市男女共同参画を推進する条例(平成16年福岡市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(申出の方式)

第3条 条例第26条第1項の苦情の申出(以下「申出」という。)は、苦情申出書(別記様式)を市長に提出して行うものとする。

(苦情申出書受理時の処理)

第4条 市長は、苦情申出書が提出された場合において当該申出の内容が次のいずれかに該当するもの以外のものであるときは、当該申出について条例第26条第1項の措置の必要性についての判断(以下「苦情申出に対する判断」という。)を行うものとする。

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- (2) 現に不服申立てがなされている事案に関するもの
- (3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの
- (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

2 申出が不適法であって補正をすることができないものであるとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、市長は、申出人に対し、書面により、その旨及び苦情申出に対する判断を行わない旨を通知するものとする。

(平成28規則46・平成29規則63・一部改正)

(審議会への意見聴取の依頼)

第5条 市長は、申出が適法であり、かつ、その内容が前条第1項各号に該当しないときは、福岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に対し、条例第26条第1項の規定に基づき、当該苦情に対する意見を求めるものとする。

2 市長が、前項の規定による依頼をするときは、苦情に係る施策の内容及び実施状況並びに苦情に係る事案の事実経過について調査し、その結果を記載した書面を審議会に送付するものとする。この場合において、当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、市長は、当該執行機関に依頼して必要な調査を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による依頼をしたときは、申出人に対し、その旨を通知しなければならない。

(申出人の出席等)

第6条 審議会(審議会が、条例第32条第6項の規定により、当該苦情に対する意見を述べるこ

とを部会の決議をもって行うこととしたときは、部会。以下次条から第9条までにおいて同じ。)は、必要があると認めるときは、申出に係る施策に関し、申出人及び申出に係る市の執行機関(以下「申出人等」という。)並びに関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(意見書の提出)

第7条 申出人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(意見の陳述)

第8条 審議会は、申出人等から申立てがあったときは、当該申出人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付)

第9条 審議会は、答申書を市長に送付して意見を述べるものとする。

2 市長は、審議会から答申書が送付された場合において、当該答申書に記載された意見が他の執行機関と関係があるときは、答申書の写しを当該執行機関に送付するものとする。

(市長等の措置)

第10条 市長は、審議会の答申書を受領したときはこれを尊重し、かつ、事案の内容に即して、苦情申出に対する判断を行う。

2 条例第26条第1項の市長が行う措置は、施策の変更、施策に関する取扱いの是正、施策に関する検討その他の措置(当該施策が市長以外の執行機関の所管に属するものであるときは、当該執行機関に対して適切な措置を講じるよう求める依頼)とする。

3 市長以外の執行機関は、前項の依頼があったときは、これに対する措置の有無及び講じた措置があるときはその内容を市長に報告しなければならない。

4 条例第26条第2項の通知は、書面により行うものとする。

5 市長は、条例第26条第1項の措置の必要性がないと判断したときも、同条第2項及び前項の規定の例により、申出人に対しその旨を通知するものとする。

6 市長は、第3項の規定による報告があったときは、申出人に対しその内容を通知するものとする。

(審議会の委員)

第11条 審議会の委員のうち条例第29条第2項の規定により公募に基づいて任命する委員(以下「公募委員」という。)以外の委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域活動に携わる者
- (3) 事業者

- (4) 各種団体の関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 公募委員の数は、4人以内とする。

(関係人の出席等)

第12条 審議会は、第6条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民局男女共同参画部男女共同参画課において処理する。

(審議会の運営に関する委任)

第14条 第6条から第9条まで、第12条及び第13条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

(規定外の事項)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項(審議会の運営に関する事項を除く。)は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規則第63号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

<p>様式</p> <p>(あて先)福岡市長</p>	<p>苦情申出書</p> <p>年 月 日</p>								
	<p>(申出者)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">郵便番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>住所又は事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名又は法人名及び代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td style="text-align: center;">() —</td> </tr> </table>	郵便番号		住所又は事務所の所在地		氏名又は法人名及び代表者氏名		電話番号	() —
郵便番号									
住所又は事務所の所在地									
氏名又は法人名及び代表者氏名									
電話番号	() —								
	<p>福岡市男女共同参画を推進する条例第26条第1項の規定により、次のとおり申し上げます。</p>								
<p>申出の趣旨及び理由</p>	<p>(市の、どの機関のどの施策が、どのような問題があるか等を記入してください。)</p>								
<p>この申出以外の相談等の状況</p>	<p><input type="checkbox"/>相談している 相談先()</p> <p style="text-align: center;">相談の状況及び結果</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><input type="checkbox"/>相談していない</p>								
<p>備考※</p>									
<p>※ 福岡市外にお住まいで福岡市内に通勤又は通学をする方は、備考欄に勤務先又は学校名及びその所在地を記入してください。</p>									

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正: 令和七年六月二十七日法律第八〇号

目 次
前文
第一章 総則(第一条—第十二条)
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)
第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

《第一章》 総 則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済

的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実

施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

《第二章》男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十八条線下・一部改正)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十九条線下)

《第三章》 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

附 則（令和七年六月二七日法律第八〇号）
（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

7 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年五月二十三日法律第二十八号)

最終改正:令和三年六月一六日法律第六七号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(令三法六七・一部改正)

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(令三法六七・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必

要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(令三法六七・一部改正)

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(令三法六七・一部改正)

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令三法六七・追加)

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(令三法六七・旧第五条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令三法六七・旧第六条繰下・一部改正)

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(令三法六七・旧第七条繰下・一部改正)

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令三法六七・追加)

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(令三法六七・旧第八条繰下・一部改正)

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(令三法六七・旧第九条繰下・一部改正)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正:令和五年五月一九日法律第三〇号

目 次
前文
第一章 総則(第一条・第二条)
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)
第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条の四)
第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)
第四章 保護命令(第十条―第二十二條)
第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)
第五章の二 補則(第二十八条の二)
第六章 罰則(第二十九条―第三十一条)
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

《第一章》 総 則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。
(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。
(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- (平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

《第二章》 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める

基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

《第三章》 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条に

において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

《第四章》 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書

を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び

次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(令五法三〇・追加)

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在

地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又

は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による

不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(令五法三〇・追加)

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(令五法三〇・追加)

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(令五法三〇・追加)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過し

た日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申し立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申し立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申し立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申し立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申し立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申し立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申し立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

《第五章》 雑 則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
- (平一六法六四・令四法五二・一部改正)

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用
- (令四法五二・一部改正)

《第五章の二》 補 則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正)

《第六章》 罰 則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令四法六八・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)
抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行日＝令和七年六月一日）

- 一 第五百九条の規定 公布の日
-

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
（施行期日）

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（施行の日＝令和六年三月一日）

（保護命令事件に係る経過措置）

- 第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

- 第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、

第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五法律五三)抄

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条

第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日法律第五十二号)

目 次
目次
第一章 総則(第一条—第六条)
第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
第四章 雑則(第十六条—第二十二条)
第五章 罰則(第二十三条)
附則

《第一章》 総 則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(綜合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

《第二章》 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支

援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

《第三章》 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

《第四章》 雑 則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

《第五章》 罰 則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日
(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一五日)

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

- 一 第五百九条の規定 公布の日
-

10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正:令和七年六月一一日法律第六三号

目 次

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

《第一章》 総 則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職

業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
(令七法六三・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

《第二章》 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令七法六三・一部改正)

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

《第三章》 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条第一項の規定に基づき講じている措置に関する情報を公表していること、同法第十九条に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割

合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
- 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
- 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に

関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

《第四章》女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心

と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条線下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が

定める。

(令元法二四・旧第二十五条線下)

《第五章》 雑 則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条線下)

《第六章》 罰 則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条線下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
(令元法二四・旧第三十条線下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

(令元法二四・旧第三十一条線下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条線下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条線下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・令七法六三・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定
公布の日

二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八條第三項の改正規定(「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第

第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定

(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者

の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第百三十二号)」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

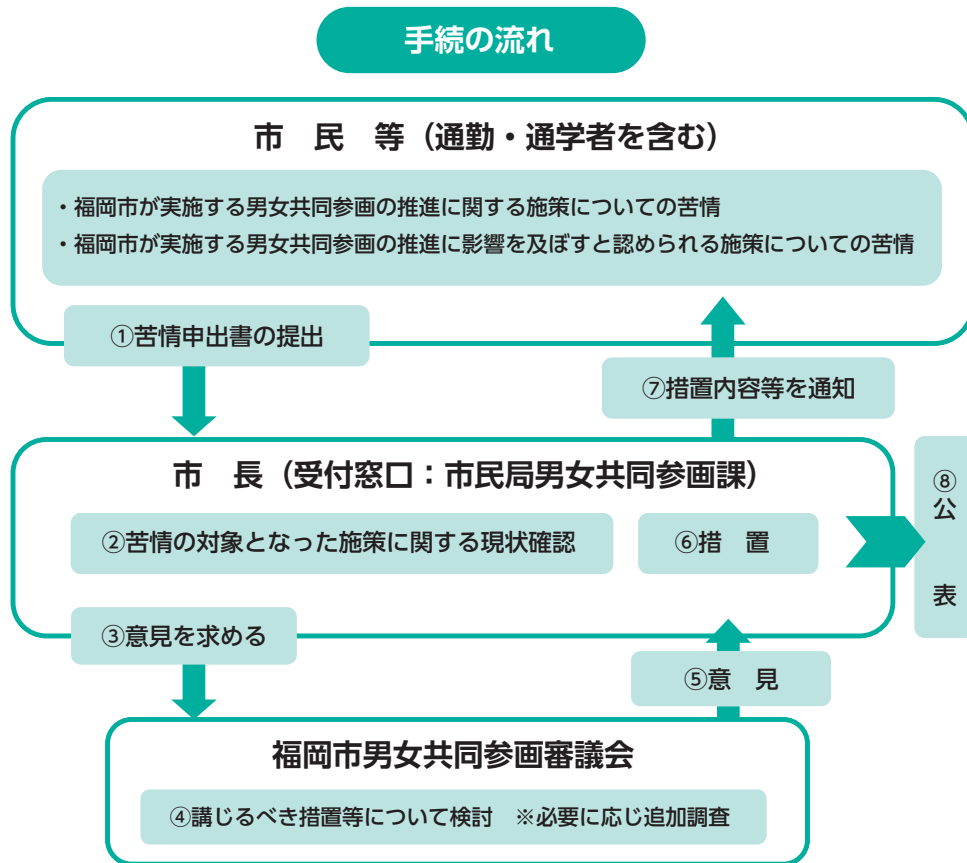
(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11 男女共同参画の推進に関する施策等に対する苦情の処理

福岡市男女共同参画を推進する条例では、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いて適切な措置を講じることとしています。



根拠

福岡市男女共同参画を推進する条例(平成16年福岡市条例第5号)

(施策に対する苦情の処理)

第26条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合は、福岡市男女共同参画審議会の意見を聴いたうえで、必要に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の申出をした市民等に対し、当該申出に係る意見及び講じた措置の内容を通知しなければならない。

適用を除外する申出（福岡市男女共同参画を推進する条例施行規則第4条）

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- (2) 現に不服申し立てがなされている事案に関するもの
- (3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの
- (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

12 用語解説(五十音順)

【あ】

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら支援にアクセスすることが困難な方に対し、訪問や同行、当事者が出向きやすい場所での相談の実施、ニーズ発見の仕組みづくり、当事者との関係づくりなどさまざまな手段を通じて、支援につながるよう積極的に働きかける取組み。

アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)

人が気づかぬうちに持つようになった偏った見方や考え方のこと。「男性は理系、女性は文系」「子育て中の女性に重要な仕事は無理だ」などの決めつけが一例として挙げられる。アンコンシャス・バイアスの存在が、意思決定や評価に影響を与えることが指摘されている。

育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)(平成3(1991)年「育児休業法」公布、平成7(1995)年「育児・介護休業法」に改正)

育児や家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のために定められた法律。労働者が育児休業、介護休業や子の看護休暇等の申出をしたこと、あるいは取得したことを理由とする解雇、その他不利益な取扱いも禁止されている。

NPO(Nonprofit Organization : 非営利団体)

利益追求のためではなく、社会的な使命(ミッション)の実現を目指して活動する、ボランティア団体や市民活動団体といった「民間非営利活動組織・団体」のこと。

SDGs(Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標)

「誰一人取り残さない持続可能な社会」を実現するため、2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする17の国際目標。

LGBTQ

性的マイノリティ(P153参照)の総称の一つで、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)、クエスチョニングまたはクイア(Q)の頭文字をまとめたもの。

- | | |
|--------------|--|
| レズビアン(L) | :女性として女性を好きになる人 |
| ゲイ(G) | :男性として男性を好きになる人 |
| バイセクシュアル(B) | :女性も男性も両方好きになる人 |
| トランスジェンダー(T) | :生まれたときに割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人
(性同一性障がい(性別不合*)を含む) |
| クエスチョニング(Q) | :性的指向や性自認がわからないと感じている人 |
| クイア(Q) | :多様な性のあり方を包括的に表す言葉 |

性別不合*: WHO(世界保健機関)は、「身体的性別と性自認の不一致は障がいではない」とし、「性同一性障害」を精神疾患リストから外し、「性別不合」という表現に変更している。

エンパワメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

【か】

キャリアパス(career path)

ある職位や職務に就くために必要なスキルや経験、資格などの道筋のこと。

強姦性交等罪

暴行又は脅迫等を手段として、相手に対し、その意思に反して性交等をする罪。令和5年の刑法改正により、不同意性交等罪に改められた。

共創

自治協議会や企業、商店街、NPO、学校、行政などの様々な主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら、知恵や力を合わせ、長所や資源を活かして、共に協力し合い、地域の未来を創り出していくこと。

クオータ制(割当制)

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つ。人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる政治システムにおける制度のこと。

健康課題

月経やPMS(月経前症候群)などの女性特有の健康課題、更年期障害などの女性・男性特有の健康課題のこと。健康課題の内容も抱えやすい時期も男女で違いがある。

固定的な役割分担意識(固定的性別役割分担意識)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

子ども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)(令和6(2024)年公布)

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けた法律。

困難女性支援調整会議

困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、女性支援新法第15条に基

づき、地方公共団体が地域の支援関係者を集めて組織する会議体。支援者間の連携を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うもの。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)(令和4(2022)年 公布)

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

困難を抱える女性

女性であることに起因する様々な困難な問題を抱える女性のこと。女性が抱える困難は、性虐待・性被害、性的搾取、夫・子・親・親族・交際相手等からの暴力、ストーカー被害、家族関係の破綻、居所なし、予期せぬ妊娠、経済的困窮、社会的孤立等、多様化・複合化してきている。

【さ】

産後パパ育休制度

子どもの出生後8週間以内に4週間(28日)を限度として2回に分けて取得できる休業で、1歳までの育児休業とは別に取得できる制度のこと。

令和4年10月の育児・介護休業法の改正に伴い、男性の育児休業取得促進のため、これまでよりも柔軟で取得しやすい休業として設けられた。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの性別学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出される。男女間格差を明らかにできる。

次世代育成支援対策推進法(平成15(2003)年 公布)

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・企業について、その責務を明らかにし、行動計画などを策定することを義務付けた法律。

自治協議会

おおむね小学校区を単位として、男女共同参画の推進をはじめ、防犯・防災、子ども、環境、福祉

などさまざまな事柄について話し合いながら、校区を運営する自治組織。校区内の自治会・町内会のほか、校区男女共同参画協議会など、分野別の活動を行っている団体などで構成される。

女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)(平成27(2015)年公布)

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている法律。

女性相談支援員

困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員のこと。(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条)

心的外傷

災害、事故、暴力被害など通常経験しないような心理的に強い負荷となる出来事を体験し、それに伴う精神的・身体的な苦痛を受けること。トラウマとも呼ばれる。

スーパービジョン

スーパーバイザー(監督者・管理者)が、スーパーバイジー(社会福祉施設等で事例を担当している援助者)から、担当している事例の内容や援助方法について報告を受け、それに基づいて適切な援助指導を行うこと。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30(2018)年公布)

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。

性的搾取

性的な目的で相手の弱さや力関係、信頼関係を悪用する行為やその試み。女性や子どもなどを支配下に置き、売春や性的サービス、労働の強要などによる搾取する犯罪。

性的マイノリティ

LGBTQ(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングまたはクィアの頭文字をまとめたもの)など、性的指向(恋愛感情または性的感情の対象となる性別)や性自認(自分の性別を自分でどう思うか)について少数派である人

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

セーフティネット住宅

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、民間賃貸住宅の空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、賃貸人が都道府県、政令市及び中核市に登録した住宅のこと。

【た】

多様性

性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存すること。「ダイバーシティ」ともいう。

ダブルケア

晩婚化・晩産化の進展に伴い、親の介護期までに育児が終わらず、同時期に育児と介護の負担がかかること。

男女共同参画協議会

校区自治組織における男女共同参画推進活動の核となる組織。住民を対象とした学習会や会員の研修会、広報紙の発行など、校区の実情に応じた自主的な活動を行うとともに、学習や実践活動を通じて女性自身が力をつけ、地域のリーダーとして日常活動や意思決定の場に参画し、男女がともに課題解決に取り組む地域づくりを推進している。

なお、校区間の情報交換、委員研修等を実施し、校区活動の活性化や人材育成を図るため、区単位の男女共同参画連絡会がある。

男女共同参画推進サポーター(略称「参画サポーター」)

福岡市男女共同参画推進センター・アミカスが、地域における男女共同参画を推進するために、地域団体等の要請に応じて派遣する研修講師。

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。男女が、互いにその人権を尊重しながら責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指している。

男女共同参画社会基本法(平成11(1999)年公布)

「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、国の政策に関する基本方針を明らかにするとともに、基本理念や国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本となる事項などを定めている。

DX

「デジタルトランスフォーメーション」の略で、日常のさまざまな面でデジタル技術を活用し、世の中をより効率的かつ便利に変えていこうという概念のこと。

DV(ドメスティック・バイオレンス)(→P156「配偶者等からの暴力」の項目参照。)

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)(平成13(2001)年公布)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。令和元年の一部改正(令和2年4月1日施行)では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になった。

デートDV

DVとは「Domestic Violence」の略で、配偶者や同居のパートナーなどの間で起こる暴力のことであり、これに対して、配偶者や同居のパートナーではなく恋人・交際相手などの間で起こる暴力のことを、特に、「デートDV」と呼ぶ。

特定事業主行動計画

女性活躍推進法と次世代育成支援対策推進法に基づき、福岡市が事業主として女性職員の活躍推進や仕事と家庭の両立に関する取組みや数値目標を定めたもの。

共働き・子育て

家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること。

【な】

二次被害

直接的な被害を受けた後に、周囲の心ない言動、誹謗中傷等によって被る精神的な苦痛や心身の不調等の被害のこと。

【は】

配偶者等からの暴力("DV"(ドメスティック・バイオレンス))

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手の心を傷つける精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するといった性的暴力、生活費を渡さない経済的暴力なども含まれる。「DV(ドメスティック・バイオレンス)」は、法令等で明確に定義された言葉ではないが、一般的に使用されているため、この計画でも使用している。

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆる「DV防止法」では、配偶者間の暴力に限定し、「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚及び離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)も引き続き暴力を受ける場合を含む。婚姻関係にない交際相手からの暴力は「デートDV」と言われる。

配偶者暴力相談支援センター

福岡市では、平成22年12月に開設。DV防止法第3条に基づき、DVの防止及び被害者の保護を図るため、被害者からの相談、カウンセリング、緊急時における安全確保・一時保護、就業・住宅・援護・保護命令制度の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされ、また、平成19年の同法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めることとされた。

売春防止法(昭和31(1956)年公布)

終戦後の売春対策の一環として制定され、売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とした法律。長らく女性支援事業(旧婦人保護事業)の根拠法となっていたが、令和6(2024)年の女性支援新法の施行に伴い改正され、補導処分について規定した第3章ならびに婦人保護事業について規定した第4章は廃止された。

福岡市職員の人材育成・活性化プラン

福岡市が平成17年2月に策定し、概ね4年毎に改定を行っているプランで、福岡市政を支える市職員の育成及び確保を推進するとともに、職員個人の力を組織の力として最大限に引き出していくことを目的に「期待される職員像」等を定めている。

令和7年6月に改定したプランでは、職員一人ひとりのエンゲージメント(組織や仕事に貢献する意欲)を向上させることを基本的な考え方としつつ、新たな発想と手法をもって果敢にチャレンジする高い志と、行政需要の変化にスピード感を持って的確に対応する能力を持つ職員の育成を目指している。

福岡市男女共同参画を推進する条例(平成16(2004)年公布)

市民一人ひとりが個人として尊重され、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に向けて、福岡市における男女共同参画を推進するための基本的な事柄を定めた条例。

男女共同参画の推進に関する基本理念や市の責務、市民・事業者・自治組織・教育に携わる者の役割、施策の基本となる事項などを定めている。

福岡市男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク)

毎年11月3日から9日までの1週間を福岡市独自の「男女共同参画週間」として、様々な団体の枠を超えて、男女共同参画意識が浸透することを目指すもの。市民の提案により平成23年に創設された。

不同意性交等罪

暴行や脅迫がなくても、同意しない意思を形成、表明、若しくは全うすることが困難な状況での性交等を処罰の対象とするもの。令和5年7月施行の刑法改正によって「強制性交等罪」から改められた。

プレコンセプションケア

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行う概念

北京宣言及び行動綱領

平成7(1995)年に中国・北京で開催された第4回世界女性会議(北京会議)において、国際的な男女共同参画の取組の規範となる「北京宣言・行動綱領」が採択された。この宣言及び行動綱領は、女性の貧困、教育と訓練、健康などの12の重大問題領域に沿って、女性のエンパワーメントを推進するためのアジェンダを記載しており、現在まで、男女共同参画・女性活躍のための活動の国際的基準となっている。

保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、配偶者に対して裁判所が発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令がある。

【ま】

面前DV

子ども(18歳未満)の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。児童虐待防止法(平成12(2000)年交付)の平成16年改正で、心理的虐待のひとつと認定した。

民間シェルター

民間団体によって運営されている、暴力を受けた被害者が一時的に避難できる施設のこと。

【や】

要保護児童支援地域協議会

医療機関や警察、学校、保育所などの地域の関係機関で構成する協議会のこと。要保護児童等への支援を図るため、情報共有や支援内容の協議、広報・啓発などを実施している。

【ら】

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

令和モデル

「男性は仕事」「女性は家庭」という、いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦からなる家庭を前提とした制度、固定的な性別役割分担を前提とした長時間労働や転勤を当然とする雇用慣行等を『昭和モデル』とすると、職業観・家庭観が大きく変化する中、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿を『令和モデル』という。(令和5年版 男女共同参画白書より)

【わ】

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と私生活を調和させ、そのどちらも充実させることで、お互いをもっとよくしていこうという考え方や、そのための取組のこと。平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』であると定義している。

13 男女共同参画に関する国内外の主な動き

年号	国連・日本(○国連、●日本)	福岡市
昭和50(1975)年	○国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ●婦人問題企画推進本部設置	
昭和51(1976)年	○「国連婦人の十年」(~1985)	福岡市立婦人会館開館(平成26年閉館)
昭和52(1977)年	●国内行動計画策定	
昭和53(1978)年		市民局青少年婦人対策課婦人対策係新設
昭和54(1979)年	○国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	
昭和55(1980)年	○「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	区における婦人の地位向上活動事業の開始
昭和56(1981)年	●「国内行動計画後期重点目標」策定	福岡市総合計画基本計画に「婦人」の章新設
昭和59(1984)年	●「国籍法の一部を改正する法律」公布(昭和60年1月施行)	市民局婦人対策課新設
昭和60(1985)年	○「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択) ●「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年4月施行) ●「女子差別撤廃条約」批准	
昭和62(1987)年	●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63(1988)年		福岡市女性センター・アミカス開館
平成元(1989)年	●新学習指導要領の告示(家庭課教育における男女共修)	「ふくおか女性プラン」策定 婦人対策課から女性企画課へ課名を変更
平成2(1990)年	○第34回国連婦人の地位委員会拡大会議 ○国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略勧告」採択(数値目標:指導的地位に就く女性の割合を1995年までに少なくとも30%に)	
平成3(1991)年	●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)決定(総合目標の「男女共同参加」が「男女共同参画」に) ●「育児休業法」公布(平成4年4月施行)	市民局女性部新設
平成5(1993)年	○世界人権会議(ウィーン) ○第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	
平成6(1994)年	○国際人口・開発会議(カイロ)「行動計画」採択 ●「雇用保険法等の一部を改正する法律」公布(平成7年4月全面施行)(育児休業給付金制度の創設)	

年号	国連・日本(○国連、●日本)	福岡市
平成7(1995)年	○第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 ●「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」公布(平成7年10月施行)(介護休業制度の法制化)	「ふくおか男女共同参画プラン」策定
平成8(1996)年	●男女共同参画推進連携会議発足 ●「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9(1997)年	●男女共同参画審議会設置(法律) ●「改正男女雇用機会均等法」公布(平成11年4月施行)(採用差別等禁止の義務化)	「福岡市における審議会等委員への女性の登用方針」決定
平成11(1999)年	●「男女共同参画社会基本法」公布(平成11年6月施行)	
平成12(2000)年	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ●「男女共同参画基本計画」閣議決定	「審議会等への女性の登用促進に関する要綱」制定
平成13(2001)年	●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布(平成13年10月施行)	「ふくおか男女共同参画プラン第2次実施計画」策定
平成14(2002)年		女性部女性企画課から男女共同参画部男女共同参画課へ組織名変更
平成15(2003)年	●「次世代育成支援対策推進法」公布(平成17年4月施行) ●「少子化社会対策基本法」公布(平成15年9月施行) ●「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定(202030の目標設定)	
平成16(2004)年	●「DV防止法の一部を改正する法律」公布(平成16年12月施行)(DV定義を拡大等)	「福岡市男女共同参画を推進する条例」公布 福岡市女性センターから福岡市男女共同参画推進センターへ名称変更
平成17(2005)年	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク) ●「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	
平成18(2006)年	●「改正男女雇用機会均等法」公布(平成19年4月施行)(性差別禁止の拡大等)	「福岡市男女共同参画基本計画」策定 事業推進課新設
平成19(2007)年	●「DV防止法の一部を改正する法律」公布(平成20年1月施行)(保護命令制度の拡充) ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成20(2008)年	●「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	
平成21(2009)年	●「改正育児・介護休業法」公布(平成24年7月全面施行)(パパ・ママ育休プラス)	

年 号	国 連・日 本(○国連、●日本)	福 岡 市
平成22(2010)年	○国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	「福岡市配偶者暴力相談支援センター」開設
平成23(2011)年	○UN Women(ジェンダーと女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足	「福岡市男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「福岡市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 福岡市男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク)創設
平成25(2013)年	●「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ●「DV防止法の一部を改正する法律」公布(平成26年1月施行)(同居する交際相手からの暴力及びその被害者も対象)	
平成26(2014)年		女性活躍推進担当課長新設
平成27(2015)年	○国連「北京+20」記念会合(ニューヨーク) ●「女性活躍推進法」公布(平成27年9月施行) ●「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定 ○国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択、「持続可能な開発目標(SDGs)」策定	
平成28(2016)年	●「改正育児・介護休業法」、「改正男女雇用機会均等法」公布(平成29年1月施行)(育児休業取得要件の緩和、ハラスメント防止措置の義務化等)	「福岡市男女共同参画基本計画(第3次)」策定 「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定 「福岡市働く女性の活躍推進計画」策定 女性活躍推進担当課長から女性活躍推進課へ組織変更 「働く人の介護サポートセンター」開設 「ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト」創設
平成30(2018)年	●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布(平成30年5月施行) ●「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布(平成31年4月施行)	

年 号	国 連・日 本(○国連、●日本)	福 岡 市
平成31(2019)年 令和元(2019)年	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」公布(令和4年4月全面施行)(行動計画策定義務拡大、ハラスメント防止対策強化) ●「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布(令和2年4月施行) ●「DV防止法の一部を改正する法律」公布(令和2年4月施行)(DV被害者の支援と児童虐待対応との連携の強化) 	
令和2(2020)年	<ul style="list-style-type: none"> ○国連「北京+25」記念会合(ニューヨーク) ●持続可能な開発目標SDGs達成のための「行動の10年/Decade of Action」スタート 	
令和3(2021)年	<ul style="list-style-type: none"> ●「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布(令和3年6月施行) ●「改正・育児介護休業法」公布(令和4年4月より段階的施行)(産後パパ育休の創設等) 	<p>「福岡市男女共同参画基本計画(第4次)」策定</p> <p>「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定</p> <p>「福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)」策定</p>
令和4(2022)年	<ul style="list-style-type: none"> ●「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(令和6年4月施行) ●「AV出演被害防止・救済法」公布(令和4年4月施行) ●「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令」公布(令和4年7月施行)(301人以上の企業に男女間賃金差異の公表が義務化) 	
令和5(2023)年	<ul style="list-style-type: none"> ●「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布(令和5年6月施行) ●「DV防止法の一部を改正する法律」公布(令和6年4月施行)(保護命令制度拡充等) 	
令和6(2024)年	<ul style="list-style-type: none"> ●「民法の一部を改正する法律(親権)」公布(令和8年5月までに施行) ●「改正育児・介護休業法」公布(令和7年4月より段階的施行)(子の看護休暇の見直し等) 	男女共同参画課に困難女性支援係新設
令和7(2025)年	<ul style="list-style-type: none"> ●「改正女性活躍推進法」公布(令和8年4月施行)(101人以上の企業に男女間賃金差異及び女性管理職比率の公表が義務化) ●男女共同参画社会基本法の一部改正(令和8年4月全面施行)(国及び自治体の施策強化(連携と協働の促進)) 	

年 号	国 連 ・ 日 本 (○国連、●日本)	福 岡 市
令和8(2026)年	●「男女共同参画基本計画(第6次)」閣議決定	「福岡市男女共同参画基本計画(第5次)」策定 「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)」策定 「福岡市女性支援基本計画」策定 「福岡市働く女性の活躍推進計画(第3次)」策定



福岡市では、経済的な成長と心豊かな暮らしのバランスが取れた持続可能な都市づくりを進めることにより、**SDGs**の達成に取り組んでいます。

男女共同参画についてもっと知りたいあなたは…

男女共同参画推進センター アミカスへ行ってみよう!!

アミカスでは、さまざまな講座やイベントを開催しています。図書室や相談室もありますよ!



福岡市男女共同参画推進センター

Fukuoka City Gender Equality Promotion Center

アミカス

〒815-0083 福岡市南区高宮 3-3-1

TEL 092-526-3755 FAX 092-526-3766

MAIL amikas@city.fukuoka.lg.jp

WEB <https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/jigyosuishin/life/amikas.html>

アミカス

検索

休館日：第2・最終火曜（祝日の場合は翌平日）、12/28～1/3

アミカスでは電話相談も行っています

- 夫婦、家族、職場の人間関係、生き方などに関する相談

TEL 092-526-3788 月～日曜 ……10:00～16:30
第2・第4月曜 ……10:00～20:00

- 配偶者等からのDVに関する相談

TEL 092-526-6070 水・木曜 ……10:00～16:00



西鉄天神大牟田線「高宮駅」西口すぐ

西鉄バス「西鉄高宮駅前」すぐ



発行

〒815-0083 福岡市南区高宮 3丁目3番1号

TEL 092-406-7510

福岡市市民局男女共同参画課

令和8年3月